

令和 8 年 3 月 2 日

長野県議会（定例会）会議録

第 8 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第8号)

令和8年3月2日(月曜日)

出席議員(56名)

| | | | |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番 | 竹 村 直 子 | 27 番 | 小 山 仁 志 |
| 2 番 | 小 林 陽 子 | 28 番 | 竹 内 正 美 |
| 3 番 | 林 和 明 | 29 番 | 宮 下 克 彦 |
| 4 番 | 勝 山 秀 夫 | 30 番 | 大 畑 俊 隆 |
| 5 番 | グ レ ー ト 無 茶 | 31 番 | 寺 沢 功 希 |
| 6 番 | 奥 村 健 仁 | 32 番 | 共 田 武 史 |
| 7 番 | 青 木 崇 | 33 番 | 高 島 陽 子 |
| 8 番 | 垣 内 将 邦 | 34 番 | 荒 井 武 志 |
| 9 番 | 早 川 大 地 | 35 番 | 埋 橋 茂 人 |
| 10 番 | 佐 藤 千 枝 | 36 番 | 続 木 幹 夫 |
| 11 番 | 丸 山 寿 子 | 37 番 | 中 川 博 司 |
| 12 番 | 小 林 君 男 | 38 番 | 両 角 友 成 |
| 13 番 | 勝 野 智 行 | 39 番 | 清 水 純 子 |
| 14 番 | 加 藤 康 治 | 40 番 | 小 池 久 長 |
| 15 番 | 小 林 あ や | 41 番 | 酒 井 茂 |
| 16 番 | 清 水 正 康 | 42 番 | 堀 内 孝 人 |
| 17 番 | 向 山 賢 悟 | 43 番 | 依 田 明 善 |
| 18 番 | 山 田 英 喜 | 44 番 | 山 岸 喜 昭 |
| 19 番 | 大 井 岳 夫 | 45 番 | 小 林 東 一 郎 |
| 20 番 | 丸 茂 岳 人 | 47 番 | 毛 利 栄 子 |
| 21 番 | 花 岡 賢 一 | 48 番 | 和 田 明 子 |
| 22 番 | 望 月 義 寿 | 49 番 | 宮 澤 敏 文 |
| 23 番 | 山 口 典 久 | 50 番 | 丸 山 栄 一 |
| 24 番 | 藤 岡 義 英 | 51 番 | 小 池 清 |
| 25 番 | 川 上 信 彦 | 52 番 | 宮 本 衡 司 |
| 26 番 | 百 瀬 智 之 | 53 番 | 西 沢 正 隆 |

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産 業 労 働 部 長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公 営 企 業 管 理 者
企 業 局 長 事 務 取 扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美 代 子
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介
総 務 課 主 事 菊 田 彩 夏

令和8年3月2日（月曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案

陳情提出報告、委員会付託

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）おはようございます。公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区選出の勝野智行でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、信州まつもと空港周辺の地元振興について。

県は、昨年12月、信州まつもと空港の定期便発着数の上限を12から20に増やすことで空港周辺の4地区と合意できました。このことにより、路線の拡充や新規路線に向けて前進できたと考えます。

また、県は、来年度予算案に松本空港ターミナルビルの1階ロビーや2階搭乗待合室の拡張、搭乗橋増設やエレベーターの設置、トイレ等のリニューアルなどの増改築工事に係る基本設計費用補助3,570万円余を計上されており、次へのステップと期待及び評価をするところでございます。

また、一昨年には、4年8か月ぶりに松本空港への国際チャーター便、モンゴル便が再開。このモンゴル便は昨年も運航し、2年連続。また、韓国便も、昨年、6年3か月ぶりに双方向で就航され、この3月にも12便運航される予定となっております。また、松本空港と、沖縄を含め、地方空港を結ぶ国内チャーター便も、旅行会社による団体旅行の商品が造成、運航されており、県による熱心な継続的取組を評価するところでございます。

松本市は、先月、定期的に開催をとの地元地区要望を受けた懇談会を1地区で実施。その際、地区の方から、発着数が増えることで事故に対する不安が増すと懸念の声が複数あり、市民のみならず県民にもこの思いを理解してほしい旨の意見が出されたようです。4地区から出された要望の詳細については私は承知しておりませんが、地区からの要望について県には真摯に応えていただきたいと思います。

知事は、信州まつもと空港の定期便発着数拡大に係る地元4地区との合意を受け、どのように地元住民の思いを受け止め、今後の空港の発展につなげていかれるおつもりか。見解をお伺いいたします。

一昨年の10月、信州まつもと空港ジェット化30周年記念イベント開催時に、松本空港の時計台広場において、地元で取れた旬の農産物を販売するマルシェを行っております。松本空港や県有施設等を会場としたイベント開催や、地元地区と連携した農産物のブランド発信は、県内外へのブランド力向上や販売促進に有効と考えます。農産物の販売促進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

深刻化する農業担い手不足の中で、大型トラクターなどの免許取得費用は新規就農者や若手農業者にとって負担となり、参入や技能習得の妨げにもつながると考えます。農業機械に関する免許取得費用の助成について支援していくべきと考えますが、いかがでしょうか。以上2点、農政部長にお伺いいたします。

次に、沖縄県との交流について。

昨年、沖縄県とのチャーター便は、F D A（フジドリームエアラインズ）による団体旅行だけではなくプログラムチャーターを12便新たに運航されるなど、年々運航実績を増やしていることに、県の取組を評価するとともに、今後の定期便化に向けての前進と大変うれしく思っております。

また、J T A（日本トランスオーシャン航空）を利用したチャーター便は、一昨年度は秋と冬に4便ずつ、昨年度と今年度は秋に4便と、5年連続して運航しております。しかし、私としては、J T Aによるチャーター便を、来年度以降、また一昨年度のように秋と冬の両季節に運航できないかと考えます。

今年度、長野県と沖縄県との若者交流事業が11月と2月に実施されました。11月の長野県か

らの参加者は沖縄チャーター便を利用した一方、2月の沖縄県からの参加者は羽田経由で来県されたと聞いております。長野県と沖縄県の両県でJTAに対して秋と冬のチャーター便の運航を働きかけていただきたいと考えますが、いかがか。交通政策局長にお伺いたします。

今回の若者交流事業について、参加者から出された意見や感想、要望などをお聞かせいただきたいと思います。併せて、来年度も実施する計画となっておりますけれども、今年度実施しての評価や課題、改善点などがあるか。こども若者局長にお伺いたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州まつもと空港の定期便発着数拡大に係る地元4地区との合意を受けて、どのように地元住民の思いを受け止め、今後の空港の発展につなげていく考えかという御質問をいただきました。

まず、このたび、県からの事前協議につきまして、地元4地区の皆様方から御同意いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

平成元年の協定締結以降、この離着陸回数を見直しするのは初めてのことでありまして、松本空港の発展に向けて大きな一歩であるというふうを受け止めております。

一方、地元住民の皆様方からは、御質問にもありましたように、空港周辺の環境整備や農業の振興、騒音の対応など様々な御要望、御意見等を頂戴いたしているところでございます。協議の中でいただいた御要望等につきましては、松本市と連携して、早期の着手、完了を目指すとともに、直ちに対応が難しい案件につきましては、地元との定期的な意見交換の場を設け、継続的に課題解決に向けた検討を進めていきたいと考えております。

また、地元の皆様方からは、こうした御要望だけでなく、空港のさらなる活性化に対する期待の声も頂戴いたしているところでございます。空港の発展は地域とともにあるということを十分認識させていただいた上で、今後とも地元の皆様方の声に謙虚に耳を傾け、地元住民の思いを誠実に受け止めながら、路線の誘致、あるいは施設整備等、空港の発展とさらなる活性化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には空港周辺の農業振興に関連して2点御質問をいただきました。

初めに、農産物の販売促進の県の取組についてのお尋ねでございます。

県では、県産の農畜水産物やその加工品、郷土食を、おいしい信州ふーどとしてその価値や魅力を広く発信しているほか、県外でのトップセールスによる認知度向上や県内の農産物直売所の販売力強化に向けた支援を行っているところでございます。

議員御指摘の地元との連携としましては、例えば、松本地域では、地元特産ワインをアウト

ドアで楽しむイベントや、松本商工会議所による信州サーモンの新メニュー開発など、地域の特色を生かした取組を支援してきたところでございます。

さらに、地元の大型商業施設を会場として地産地消の推進イベントも開催しており、来場者からは、これからも信州産を選んで購入したいとの声が寄せられるなど、販売促進に向けた着実な啓発効果を確認しているところでございます。

今後、県産の農畜水産物の価値や魅力を一層効果的に発信するとともに、地域と連携したPR活動やイベントをさらに充実させることで販売促進を図り、農業所得の向上と地域の活性化につなげてまいります。

続きまして、農業機械の免許取得費用への支援についてのお尋ねでございます。

水田や露地野菜などの営農に不可欠な資格である農耕用の大型特殊免許の取得については、現在、県の農業大学校で免許を取得できる全県を対象とした研修を県警と連携して実施しているところでございます。

この研修は、自動車学校で限定のない大型特殊免許を取得する費用の3分の1程度の費用で農耕車限定の免許が取得できることから、毎年150名ほどの方に受講いただくなど、好評をいただいているところでございます。

県としましては、今後も、経費への助成ではなく、取得機会の場を創出することで担い手の皆様を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私にはJ T Aに対する沖縄チャーター便の秋冬運航の働きかけについての御質問をいただきました。

令和3年度に開始したJ T Aによる沖縄とのチャーター便は、これまで、県内の紅葉の時期である11月を中心としつつ、令和5年度には2月にも運航されております。

一般的に、チャーター便の運航は、旅行会社による団体旅行商品の造成を前提としまして、運航時期については航空会社と旅行会社の調整により決定されています。一方、沖縄チャーター便の需要は高く、沖縄県内の旅行会社からは、秋の紅葉だけでなく春の桜のシーズンの旅行商品造成にも関心が寄せられているところです。

議員御指摘の若者交流事業など、長野県と沖縄県の交流が広がりを見せていることから、チャーター便の運航時期の拡大についても、沖縄県とも連携しながら航空会社や旅行会社に働きかけてまいります。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○**県民文化部子ども若者局長（酒井和幸君）** 私には沖縄若者交流事業の参加者からの感想など
と来年度に向けた改善点等について御質問をいただきました。

本事業は、令和5年3月に締結しました沖縄県との交流連携協定を受けて、両県の若者が相互に訪問し、自然、文化、歴史等の相互の魅力に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を育み、地域づくりの核となる人材の育成を目的に今年度初めて実施したものです。

今年度は、両県の若者が15名ずつ参加し、昨年11月に沖縄で、今年2月には長野で、それぞれ3泊4日の日程で実施しました。参加者からは、平和祈念公園や糸洲の壕などの沖縄の戦跡と松代大本営地下壕をそれぞれ訪問したことで、これまで点として捉えていた歴史が相互に結びつき、戦争の現実をより深く理解する契機となったですとか、エイサーや琉装体験、そば打ちやみそづくり体験等伝統文化に触れ、両県の魅力を再確認できたなど、参加を肯定的に捉える感想や今後の事業の継続に期待する声が多く寄せられるなど、初年度として大きな成果が得られたものと受け止めております。

今回の課題と改善の方向につきましては、本県の応募者が20名と少なかったことから、広報の強化を図ってまいります。また、今回のプログラムは日程の都合等で北信地域に集中したものでしたが、本県の魅力をより広く体験できる内容とするなど、今回の参加者の御意見もお聞きしながら検討してまいります。

さらに、今回の交流事業参加者には、ユースカウンスル設立に向けた検討の場への参加を促すなど、県との継続的なつながりも意識しながら若者の社会参画の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○**13番（勝野智行君）** それぞれ御答弁いただきました。知事のお気持ちと展望もお聞きしました。知事から、空港の発展は地域と共にあるというお言葉もいただきました。県には引き続き空港の地元地区から新たな要望も出されるかもしれませんが、農業振興等、地元地域の振興とともに取り組んでいただくことを願うところでございます。

また、松本空港ターミナルビルの増改築工事が早期に着手できるよう期待いたします。JTAによる春を含めた複数季節の沖縄チャーター便の運航を期待申し上げるとともに、沖縄県との若者交流、様々な交流連携の深化を期待申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

次に、高次脳機能障害者支援について質問させていただきます。

今般、高次脳機能障害者支援法、以下、支援法と言いますが、昨年12月に成立、公布。本年4月1日から施行されます。

厚生労働省によりますと、高次脳機能障害と診断された人は、2022年12月現在で全国に約23

万人いると推計されており、分かっていない患者を合わせると50万人から80万人とする専門家もおります。県内に数千人以上いると推察されますけれども、当事者がどこに住んでいても切れ目なく支援を受けられること、また、当事者の介護を担う家族が鬱状態に陥るケースも少なくなく、支援が必要な家族を関係機関につなぐこと、そして、まだ見えていない潜在的患者の発見と支援も必要であります。

長年にわたって高次脳機能障害者のリハビリに取り組み、支援法制定に尽力された渡邊修東京慈恵会医科大学客員教授は、現代社会において、脳機能の障害は、身体障害と同格かそれ以上に重たい意味を持つ。しかし、医療関係者ですら高次脳機能障害を十分理解していない現状があると指摘し、脳神経は、死ぬまでつながり、回復しようとする性質がある。退院後どういった環境に身を置くかでその度合いは変わる。本人の可能性を最大限引き出していける地域のネットワークを築くことが重要だと、回復を引き出す環境を強調されております。

公明党は、政府に対して高次脳機能障害に関する質問主意書を1998年に出したのを皮切りに、2018年にプロジェクトチームを設置。ヒアリングや視察を重ね、昨年の超党派議員連盟立ち上げなどを後押しするなど、高次脳機能障害者の支援充実に尽力してまいりました。長野県議会におきましても、これまで複数の先輩議員が質問で取り上げてこられております。

今回の支援法施行に伴い、当事者やその御家族は、これから支援体制がどう変わっていくのか、期待されております。

私は、先日、若くしてこの障害を持たれた方の御家族から、親亡き後の生活の不安や就労及び職場への定着、継続的な学び、身近な相談場所、退院後の切れ目のない支援などの御要望をお聞きいたしました。4月1日から施行される支援法には、国や地方公共団体の多岐にわたる責務が明記されております。

そこで、以下、支援法に明記された具体的な施策や地域支援体制について本県の取組を順にお聞きいたします。

高次脳機能障害は外見から分かりにくく、周囲から誤解されやすい、気づきにくい障害と呼ばれております。国民への普及啓発、医療従事者への知識普及、人材確保についても支援法に明記されましたが、本県の普及啓発、人材育成のこれまでの取組と今後の方針について健康福祉部長に伺います。

支援法では、教育的支援において、在籍する高次脳機能障害児童生徒等が、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるように、適切な教育的支援の実行、個別の教育支援計画や指導計画の作成について明記されております。継続的な学びを保障する支援体制についてのお考えを教育長に伺います。

支援法では、就労の支援と事業主の努力について、就労支援の体制整備、個々の特性に応じ

た就労機会の確保、就労定着支援及び事業主が雇用安定に努めることも明記されております。県におけるこれまでの就業支援の取組状況と、国機関との連携や企業、職場への理解促進などの今後の取組について産業労働部長にお伺いいたします。

支援法に規定された高次脳機能障害者支援センターが設置されることにより、相談体制や関係機関との連携等、これまでの取組と併せて何がどのように変わるのか、お伺いいたします。

また、本県には県立総合リハビリテーションセンターがあり、現行の経営強化プランには高次脳機能障害者支援センター（仮称）の設置検討が盛り込まれております。この点について県の見解をお伺いいたします。

高次脳機能障害は、病気やけがの治療後の継続的なリハビリと支援が不可欠と言われております。急性期病院と県立総合リハビリテーションセンターとの連携が重要と考えますが、退院後の切れ目ない支援を確保するための具体的な取組についてお伺いいたします。

また、可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられる配慮の取組についてお伺いいたします。加えまして、地域の支援体制を検討するため関係者で構成する支援地域協議会設置に関する県の考えについて、以上を健康福祉部長にお伺いいたします。

長野県における高次脳機能障害支援について、県全体で連携体制の構築と機能強化が進められてきたと思っておりますし、障害福祉全般において、阿部知事主導の下、現場の声を聴き、当事者の生活の質向上を目指す政策を継続的に推進してこられたと感じております。知事は、高次脳機能障害者支援法の成立の意義についてどのように捉えられておりますでしょうか。また、この新しい法律を踏まえた取組に対する意気込みを知事にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には高次脳機能障害に関して4点お尋ねがありました。

初めに、普及啓発、人材育成の取組と今後の方針についてでございます。

県では、ホームページ、動画、リーフレット等による情報発信に加え、県が指定する支援拠点病院と共に、毎年、県内4会場において、県民、当事者やその御家族、保健、医療、福祉、教育関係者向けの研修会を開催し、普及啓発等に取り組んでおります。

また、人材育成に関して、今年度は、これまでの支援者への専門研修に加え、新たな取組として、市町村職員や医療機関を対象とした研修の開催や、県立総合リハビリテーションセンターに配置したコーディネーターが直接現場に出向いて行う支援者への支援の実施を通じて、知識の普及と課題解決力の向上に努めているところです。

今後は、これらの取組の成果を検証した上で、より効果的な普及啓発の方法を検討し、高次脳機能障害への理解を深められる機会を充実するとともに、引き続き支援者への研修や多職種による事例検討の実施、アウトリーチによる実践的な学びの機会の提供等を通じて、地域の支

援力の向上と支援人材の確保育成に努めてまいります。

次に、高次脳機能障害者支援センターの設置についてでございます。

県では、県立総合リハビリテーションセンターをはじめ、県内4か所の医療機関を高次脳機能障害支援拠点病院に指定し、相談支援に対応できるコーディネーターを配置して当事者とその御家族への支援を行っているところです。

高次脳機能障害者支援法では、支援センターの業務として、高次脳機能障害者及び家族等への専門的な相談支援、情報提供、当事者の個々の特性に応じた専門的支援、医療、保健、福祉、教育、労働など関係機関等に対する情報提供、研修の実施、関係機関等との連絡調整などを行うこととされております。

支援センターが設置されることにより、困難ケースであっても、支援が途切れることなく適切な支援につなげる高度な調整機能の発揮や、地域の支援力を底上げする教育・研修機能の充実、地域全体の支援体制を構築、調整するハブ機能の確立など、支援体制の一層の充実が期待されるところでございます。

現在、支援センターに求められる業務を適正かつ確実に行うことができると認める指定要件を県において検討しているところでありますが、県立総合リハビリテーションセンターについては、今後、その機能を精査した上で、指定要件を満たすと認められる場合には速やかに指定してまいります。

三つ目に、退院後の切れ目ない支援を確保するための取組についてでございます。

急性期病院における脳血管疾患や脳外傷などの治療を終えた方が高次脳機能障害の可能性を見過ごされ、適切な支援につながることなく退院し、生活のしづらさ等を抱えてしまうケースを防ぐため、急性期病院と県総合リハビリテーションセンターの連携は重要であると認識しております。

現在、急性期病院からの紹介を受けてセンターが患者を受け入れた後は、病院と施設が併設されているメリットを生かし、病院でのリハビリから施設での社会復帰訓練、就労支援まで、個々の患者の目指すゴールに向けて、医療、福祉の連携による切れ目のない支援を行っております。

また、社会復帰に当たっては、多職種チームで日常生活や就労の場などの環境を調査、把握し、家庭、職場や関係機関と連携して必要な環境調整等を行った上で、地域生活に移行できるよう支援し、社会復帰後のフォローアップ支援も行っているところです。

高次脳機能障害とその疑いのある患者を適切な支援につなげていくためには、センターが有るこうした機能や役割を急性期病院の医療関係者に広く御理解いただき、必要に応じてセンターに紹介していただく必要があります。そのため、本年度、センターの医師、看護師が中南

信地域の急性期病院等を重点的に訪問し、患者紹介や疑いのある方の相談を促すなど、連携を強化する取組を実施しているところです。今後も、急性期病院を退院した後の切れ目のない支援の提供に向け、引き続き取り組んでまいります。

最後に、相談支援の配慮、地域協議会設置に関する考え方についてでございます。

県では、当事者やその御家族にとって最も身近な相談者となる市町村の保健師等を対象とする担当者会議を開催し、周囲に理解されにくい特性がある高次脳機能障害のある方への支援事例の検討を通じて、情報共有や相談時の対応など必要なスキルアップを図っております。

また、法において都道府県の努力義務となった支援地域協議会について、県では、各地域の支援機関が連携して課題解決に取り組むことが重要であるとの認識の下、各圏域に設置されている障がいのある方への支援を総合的に推進するための自立支援協議会の枠組みを生かし、地域のネットワーク構築に向けた取組を、今年度から長野圏域、北信圏域において着手しているところでございます。

今後は、他の圏域においても支援ネットワークが構築されるよう促していくとともに、県の自立支援協議会において各地域における課題を共有した上で、その解決に向けて関係機関等のさらなる連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 高次脳機能障害者の継続的な学びを保障する支援体制についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、学校において、障がいのある子供たちを含め全ての児童生徒が持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育の推進に取り組んでいるところでございます。

また、高次脳機能障害を含む障がいのある児童生徒に対し、合理的配慮の提供や個別の教育支援計画の作成など、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校全体で組織的に対応できる支援体制を整えるよう指導してきております。

さらに、今回の法施行を踏まえ、研修会等で支援事例の紹介を行うなど、教職員への周知と理解促進に取り組むほか、小中学校については、市町村教育委員会が継続的な学びを保障する支援体制を構築できるよう支援してまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○**産業労働部長（米沢一馬君）** 私には高次脳機能障害がある方に対する就労支援についてお尋ねをいただきました。

県では、これまで、障がい者が働きやすい職場環境づくりを進めるため、職場環境改善アド

バイザーによる企業訪問を実施し、障害特性に配慮した作業施設の整備などを支援するとともに、職場生き生きアドバンスカンパニー認証取得につなげてまいりました。また、地域就労支援センター「J o bサポ」において、高次脳機能障害がある求職者の方からの相談にも対応しており、企業とのマッチングによる就業につなげております。

高次脳機能障害は、外見からは分かりにくいいため、誤解を受けやすく、雇用の維持に当たっては、個々の特性に応じたきめ細やかな配慮が欠かせません。こうした職場理解の促進に向けて、県では、今年度から、企業向け出前講座を開始し、障がいのある方との関わり方や配慮のポイントを具体的にお伝えしているところです。参加した企業の従業員の方からは、受入れの不安が和らいだ、対応に苦慮した事例を知ることで受入れのイメージが湧いたなどの声が寄せられ、事業者の理解促進が着実に進んできていると感じているところです。

今後、健康福祉部が作成したリーフレットなどを活用しながら、企業、職場における理解をさらに広げ、事業主による雇用継続の取組を後押ししてまいります。また、医療の専門的知見を有する県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能障害支援コーディネーターや保健福祉事務所と連携するとともに、ジョブコーチなど定着支援を担う障害者職業センターやハローワークなど国の機関とも緊密に連携し、就職相談から就職活動、就職後の定着支援に至るまで、切れ目のない支援体制を強化してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には高次脳機能障害者支援法の成立の意義と新しい法律を踏まえた取組への意気込みという御質問を頂戴いたしました。

この法律は、これまで必ずしも十分とは言えなかった高次脳機能障害がある方々とその御家族に対する支援について、財政措置を含め、総合的かつ計画的に実施することを国の責務として位置づけた点で画期的で意義あるものというふうを受け止めております。

法の制定によりまして、全国的に支援体制の整備が図られるとともに、周囲に理解されにくい特性を持つこの高次脳機能障害に対する社会の理解が深まっていくことを期待するものでございます。

このたびの法制定を踏まえて、これまでの取組を県としてはさらに深化させていきたいと考えております。既存の支援拠点病院に加え、より高度な支援を担う機関として高次脳機能障害者支援センターの速やかな指定や、既存の自立支援協議会の枠組みを活用した高次脳機能障害者支援の機能強化など、当事者とその御家族が取り残されることなく安心して暮らせる共生社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

当事者や御家族の皆さんは、高次脳機能障害の特性に関する理解や支援の強化を本当に願っております。今、知事から力強いお言葉もいただきました。自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でもあらゆる段階で切れ目なく受けられますように、本県の取組を強く御期待申し上げて、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）公明党長野県議団、加藤康治です。

初めに、住居費用や住まいの支援について伺います。

長野県においても、人口の減少、とりわけ若者の県外への流出が深刻な課題となっています。進学や就職などを契機に県外へ転出した若者がそのまま戻らないという状況が続いておりまして、地域の活力低下や担い手不足の大きな要因となっています。

人口減少を食い止めるためには、若者から選ばれる長野県を実現しなければなりません。そのためには、若者の生きづらさを解消していく大胆な支援が必要です。私は、昨年11月議会で、若者の奨学金返済に対する負担軽減について提案させていただきましたが、今回は別の視点で、若者に対する住まいへの支援について質問させていただきます。

近年、建築費の高騰により、住宅価格は上昇し、民間賃貸住宅の家賃も、若者にとって決して低い水準とは言えず、大きな負担となっています。県内で就職した若者からも、収入に対する家賃の負担が重く、将来の貯蓄や結婚に踏み出せないという住まいに対する不安の声を伺っています。

若者が安心して暮らし、将来設計を描くためには、安定した住まいの確保が不可欠です。生活の基盤となる住まいの支援について、持家の場合には住宅ローン減税があるものの、賃貸に対する支援は薄い状況で、手頃な価格で住める状況にしていく必要があります。

ほかの県を見ますと、若者の定住促進を目的として、住宅取得補助や空き家を活用した安い価格での住宅の提供など、若者の経済的負担の軽減に向けた様々な支援策が進められている状況があります。

長野県内では、家賃はそれほど大きくは上昇してはいませんが、実質賃金が伸びていないこともあり、相対的に家賃に対する負担感は増しています。生活費の中でも大きな割合となっているのが住居に関する費用であり、負担軽減を図るべきと考えます。

民間の調査によりますと、若い世代の半数以上が現在または将来に住み替えの意向があり、借家を希望する割合が拡大しているという調査結果もあります。また、本県では空き家が増加

しており、これを若者向けの住まいとして活用することは地域活性化の観点からも有効です。

そこで、お伺いいたします。

まず、本県における若者の住宅に関する費用負担の現状について伺います。併せて、住宅費の負担を含む若者の経済的負担を軽減するため、現在どのような施策を講じているのか。こども若者局長に伺います。

若い世代の半数以上が現在または将来に住み替えの意向があるという調査結果もあることから、今後、市町村や民間事業者と連携し、空き家の活用なども含め、住まいの選択肢を広げる取組が必要と考えますが、いかがか。また、現在行っている取組について建設部長に伺います。

次に、被災者の尊厳と人権を尊重した避難所整備について伺います。

近年、激甚化、頻発化する自然災害に備えるため、避難所の環境改善は喫緊の課題です。そのような中、注目されているのが、いわゆるイタリア式避難所システムで、被災者の尊厳と生活の質を重視した避難所運営が大きな特徴です。具体的には、体育館などに雑魚寝をするのではなく、テントやパーティションにより家族単位のプライバシーを確保し、簡易ベッドの設置を標準としています。また、温かい食事を提供するキッチンカーの配備や、トイレやシャワーの衛生管理、さらには子供や高齢者のためのケアスペースの設置など、避難生活の長期化を見据えた環境整備が行われています。

イタリアでは、キッチンカーや食堂、トイレ、シャワー、ベッド、テントなどの備蓄が、発災後短時間でパッケージとして被災地に届けられ、避難所を設営する仕組みができています。これらの設備は公費で購入され、各地域のボランティアなどにより管理・運営され、プライバシーにも配慮された日常に近い環境が整備されています。

日本におきましても、2年前に発生した能登半島地震では、災害関連死の人数が地震が直接の要因でお亡くなりになった方の2倍を超える状況になるなど、避難所の環境が健康被害や災害関連死の一因となることが指摘されています。これは、本県も例外ではなく、避難所の質の向上は、県民の命と健康を守る重要な取組であると考えます。

そのような中、昨年12月、松本市内で民間団体を中心に信州型避難所システム実働訓練が行われ、私も訓練を視察させていただきました。これは、先ほど紹介したイタリア式避難所を基にした訓練で、具体的には、避難者が安全に安心して生活できる避難拠点の設置・運営や、在宅避難など避難所以外の避難者への対応の検討、キッチンカーによる温かい食事の提供、医療と福祉の連携、福祉避難所の設置・運営、災害ボランティアセンターの設置などが行われました。

今の日本では、一たび災害が発生すると、避難者は良好とは言えない環境で避難生活を強いられています。残念ながら、この状況は100年前とあまり変わっていないと言われています。

この状況を変えるためには、被災者の人権を尊重した新たな支援の取組が必要であることを実感いたしました。そこで、本県における避難所での簡易ベッドやパーティションなどの整備状況はどのようになっているか。また、市町村に対する支援や助言はどのように行っているか、伺います。

災害が発生した場合、現状では、被災自治体が避難所の開設を行います、自治体職員自身が被災している状況も考えられます。被災自治体以外による避難所開設の支援体制はどのようになっているか、伺います。

また、イタリア式避難所システムのように、被災者の生活環境の質を重視した避難所運営の考え方を取り入れた仕組みづくりや訓練に積極的に取り組むべきと考えますが、以上3点、危機管理部長に伺います。

さらに、被災者の尊厳と人権の尊重、命や健康を守り誰も取り残さない支援体制の構築に向けての御所見を知事に伺います。

避難所の整備に関連しまして、私は、昨年2月議会で、災害時に福祉避難所となる県の特別支援学校の体育館への空調整備の促進について提案をさせていただきました。教育長からは、空調整備に当たっては、最適な方法を検討する必要があると認識しているため、施設の構造や面積などが異なる3校をモデルに、冷暖房効率や費用対効果、工事期間などを比較検証する調査を令和7年度に実施するとの答弁がありました。今年の夏も猛暑になりまして、福祉避難所となる特別支援学校体育館のエアコン設置への重要性がますます高まっています。

そこで、今年度行っている調査の状況について伺うとともに、調査を踏まえ、特別支援学校体育館へのエアコンの設置を今後どのように加速していくのか、教育長に伺います。

次に、県埋蔵文化財センターの活用について伺います。

来年度当初予算案には、長野県史編さん事業として、戦後現代史を中心とした新しい県史の編さんを開始する事業や、県立歴史館事業として、県立歴史館のリニューアルについて、有識者を交えて、より専門的な検討を始める事業が盛り込まれるなど、文化財行政に力を入れていく決意が感じられます。

そのような中で、本県には、貴重な歴史遺産を調査、保存、活用する拠点として、長野市篠ノ井に県埋蔵文化財センターが設置されており、文化財行政に非常に重要な役割を果たしていると考えます。センターは、開発に伴う発掘調査や出土品の保存管理、調査研究など、本県の歴史文化を後世に伝える重要な役割を担っています。

長野県は、縄文時代の遺跡をはじめ、全国的にも貴重な文化財を多数有しております。その価値は極めて高いものがあり、有効的な活用が重要と考えます。一方で、私も夏のイベントなどで埋蔵文化財センターの施設内を見学したことがありますが、施設の老朽化が心配されまし

た。そこで、県埋蔵文化財センターの現在の活用状況と成果について伺います。また、施設の老朽化を踏まえ、今後の県埋蔵文化財センターの改修などの方向性についてどのように考えているか、伺います。

さらに、県立歴史館のリニューアルの検討に当たり、県埋蔵文化財センターの機能を移設し、一体的に活用することも一つの方策と考えますが、以上3点、県民文化部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）** 私には若者の住宅に関する費用負担の現状と若者の住居費用を含む経済的負担軽減の取組について御質問をいただきました。

本年度実施した本県の結婚・出産・子育てに関する意識調査では、結婚意向がある10代から30代の独身者が現在独身でいる理由として、「適当な相手にまだめぐり合わないから」との回答に次いで、「結婚生活を送るには年収が少ない、または結婚資金が足りない」との回答が多くございました。

また、実際に持つつもりの子供の数が理想の数より少ないと答えた既婚者及び結婚意向がある人のうち、約3割の方が、子供を2人以上育てていくためには住居費用の補助の拡充増額が必要と回答しております。

若者が将来設計を描く上で、住居費用も含めた経済的負担の軽減に取り組むことはとても重要と考えております。このため、こども若者局では、これまで、国の交付金を活用し、新たな生活を始める新婚家庭に住居費用や引っ越し費用等を市町村と連携して助成するほか、若者の経済的負担の軽減を支援するため、自宅を離れて通学する大学生等への給付型奨学金の支給、企業と連携したながの結婚応援パスポート、子育て家庭優待パスポートによる住居費用の割引を含めた様々な優待サービスの提供、市町村と連携したゼロ歳から2歳児の保育料の負担軽減などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○**建設部長（栗林一彦君）** 私には住まいの選択肢を広げる取組について御質問をいただきました。

国の令和5年住生活総合調査では、若い世代ほどライフスタイルやライフステージの変化に応じて住み替えるという意向が強く、借家志向が増加していることや、持家志向の世帯でも、新築にこだわらない世帯が増加しており、県としても空き家活用などを含めた住まいの選択肢を広げる取組が必要と考えております。このため、現在、県営住宅において、子育て世帯を対象に、対面キッチンやベビーカー置場等を備えた住戸の提供や、入居に際しての所得要件の緩和などに取り組んでおります。

また、来年度の新たな取組として、市町村や関係団体と連携しながら、将来的に空き家になり得る住宅の所有者に向けたセミナーや相談会を実施し、空き家化しないという意識を醸成するとともに、空き家など既存住宅の市場への流通を促してまいります。

引き続き、ライフスタイルやライフステージの変化に応じて幅広く住まいの選択ができるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には避難所の整備について3点御質問をいただきました。順次回答させていただきます。

1点目、避難所での簡易ベッドやパーティションの整備状況についてでございます。

県としては、令和7年11月1日時点で、簡易ベッド約1万1,600台、段ボールベッド約1万セット、パーティション約2万8,000台を備蓄しております。さらに、県では、今年度、国の交付金を活用いたしまして、簡易ベッドとしてのエアベッド1,500枚や、パーティションとしての簡易テント1,100基を追加整備しているほか、民間事業者との協定により災害時の資機材調達体制の強化にも努めているところでございます。

市町村に対しましては、令和6年度から7年度に国の交付金の活用を働きかけ、計33市町村で簡易ベッドやパーティション等の導入が進む見込みとなっております。

また、県では、市町村等を対象とした研修会の実施や防災資機材の展示、体験を通じて、避難所の整備を現在促しております。引き続き市町村と共に避難所の環境向上に努めてまいりたいと考えております。

2点目、被災自治体以外による避難所開設の支援体制の構築についてでございます。

県内の市町村間では、市町村災害時相互応援協定が締結されておまして、10広域の圏域内の自治体で支援を行う体制を構築するとともに、広域災害により圏域内での対応が難しい場合にも、他の圏域の自治体が応援を行う体制を定めているところでございます。

また、都道府県間においては、全国の都道府県との相互応援協定及び総務省の応急対策職員派遣制度に基づきまして、避難所運営などの災害対応について支援体制が構築されております。こうした制度に基づき、最近では、令和6年能登半島地震におきまして、本県から石川県輪島市や羽咋市の避難所運営の支援を行ったところでございます。

3点目、被災者の生活環境の質を重視した避難所運営についてでございます。

被災者支援の主体が、イタリアでは国であり、我が国では市町村という違いがございますが、イタリア式支援のスピードや目指すべき水準は参考にすべきものと考えております。

昨年12月、本県の災害中間支援組織、長野県災害時支援ネットワークが主体で県が参加して

行われた訓練は、イタリアで行われている取組の長所、例えば被災地の外からテントや電源など資機材一切を持ち込むとか、支援施設や給食についてボランティアではなく各分野のプロが行うなど、本県の仕組みの中に取り込む試みを実践したところでございます。

また、本県では、これまで、必要な資機材の整備や、速やかな避難所開設に向けた訓練、キッチンカーによる温かい食事の提供訓練等を通じ、平時と比べて被災者の生活環境の質を可能な限り低下させない体制づくりに取り組んでまいりました。

今後も、被災者支援に関わる各分野の体制整備と、個別の取組を総合的に確認する機会である訓練を両輪として実施することで、被災者の生活環境の質の向上を図ってまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には被災者の尊厳と人権の尊重、命や健康を守り、誰も取り残さない支援体制の構築についての所見という御質問をいただきました。

本県では、従来から、被災者の方一人一人の尊厳や人権の尊重、災害関連死の防止が重要だという認識の下、例えば、信州防災「逃げ遅れゼロ」プロジェクト、長野県地震防災対策強化アクションプラン、こうした取組を進めてきました。こうした取組は、大規模災害の教訓を踏まえて、避難所TKBなど、非常時にあっても被災者が避難所で安心して過ごしていくことができるような取組を行っているところでございます。

12月に長野県災害時支援ネットワーク、通称N-NETが主導して実施されました信州型避難所システム実働訓練は、御質問の中でも言及いただきましたように、イタリアにおける避難所運営の考え方を取り入れつつ、本県独自の取組を反映させた高度な訓練であったというふうに受け止めております。

訓練におきましては、県が補助を行いました事業者を中心としたキッチンカーが、居住スペースとは別に設けた食堂で温かな食事を提供されました。これは、災害時には被災者の皆様方にとって心の支えになるとともに、被災者同士のコミュニケーションの場にもなるものというふうに考えております。

また、今回の訓練では、物資供給や食事支援に加えまして、医療と福祉などのチームが現地本部に集まり、漏れの無い、むらの無い支援を行ったところでございます。こうしたことも大変有効な取組だと受け止めております。

これまで、本県におきましては、他県の大災害時、東日本大震災や能登半島地震の際には、支援県民本部というものを立ち上げさせていただき、我々県のみならず、市町村、民間の関係の皆様方とチームになって応援に当たったところでございます。

また、保健、医療、福祉を横断的に統括する災害時保健医療福祉調整本部の体制を整備して、

災害時にDMATやDWA Tなどの専門職を含む外部支援団体との情報共有、連携を強化してきているところでございます。

行政と民間とが力を合わせて連携しているこうした取組は、本県の特徴であり、大きな強みだというふうに考えているところでございます。今後とも、いざというときには市町村や関係機関・団体がしっかりと連携協力してチーム全体で総合力を発揮することができるよう、平素から体制の整備や訓練等に取り組み、災害時にあっても、避難された方、被災された方の尊厳と人権が尊重され、誰一人取り残されない被災者支援を実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）特別支援学校体育館の空調整備の調査と今後の予定についてのお尋ねでございます。

本年度実施している調査につきましては、昨年9月に空調設備と建築分野の専門性を有する業者に委託し、3月中の完了に向けて、現在打合せを重ねながら詳細を確認、整理しているところでございます。この調査では、構造や規模の異なる3校の特別支援学校をモデルに、1点目は空調設備の使用エネルギーや設置方法、2点目として屋根や壁、窓など建物の部位別断熱工法を、それぞれのコストと効果について、データを基に様々な案を比較し、最適な施工方法を検討しております。

今後は、調査で得られたデータを基に、全ての特別支援学校における最適な施工方法を検討し、必要性の高い学校から、設置工事の設計に向けて知事部局と具体的な協議を進めてまいり予定でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には長野県埋蔵文化財センターの活用につきまして3点お尋ねを頂戴いたしました。

まず最初に、活用状況とその成果についてでございます。

埋蔵文化財センターは、昭和57年の団体設立以来、長野自動車道や北陸新幹線などの大規模開発を中心に、県下各地にて埋蔵文化財の発掘調査に従事し、地域の大切な歴史遺産の保護に寄与してまいりました。

近年は、リニア中央新幹線や松本波田道路のほか、令和元年東日本台風被害に対応する治水対策などに伴う発掘調査に従事しておりまして、今年度は、7事業17遺跡、調査面積約5万2,000平方メートルの発掘と4事業の出土品整理を行っております。加えて、埋蔵文化財は地域の貴重な歴史遺産であるという観点から、発掘調査は一般公開を基本にしておりまして、現

地説明会や報告会、展示会の開催のほか、現場ごとの「発掘だより」や、広報誌「信州の遺跡」の発行など普及公開事業にも積極的に取り組んでおります。令和6年度の説明会等へは約4,500人の方に御参加いただいております。

また、出土品の常設展示室や考古学関係の図書室を設置いたしますほか、平成21年から小学生向けに「夏休み考古学チャレンジ教室」を開催しております。当該教室は、楽しく発掘調査を理解する機会として好評で、今年度で17回目を数え、毎回約250人の方々に参加いただいております。

続きまして、埋蔵文化財センターの改修等の方向性についてでございます。

埋蔵文化財センターが使用いたします長野市篠ノ井の県有施設につきましては、昭和43年の建設以降県消防学校等として利用されますとともに、昭和62年からは埋蔵文化財センターが使用を開始しております。その後、平成9年の篠ノ井保健所の廃止以降は、埋蔵文化財センター単独の庁舎として現在に至っております。

庁舎は、平成23年に耐震化工事を実施いたしますなど、事務所としての利用に大きな支障を生じている状況ではございませんが、建築から50年以上が経過し、埋蔵文化財の収蔵スペースも手狭になっていることなどから、今後の施設運営の在り方が課題であると認識しております。

埋蔵文化財センターは、県文化振興事業団に所属する組織でありますことから、事業団の意向も確認しながら、施設の管理・運営の方向性について検討してまいりたいと考えております。

最後に、埋蔵文化財センター機能の県立歴史館への移設についてでございます。

埋蔵文化財センターについては、平成6年の県立歴史館の開館を機に、事務局機能を歴史館に置き、現施設の埋蔵文化財の整理部門と機能を分散させて業務を行っていた時期がございます。しかしながら、埋蔵文化財の整理作業を迅速に分析、研究につなげる体制の確保や、職員同士の緊密な意思疎通の面など、センターの機能が分散するデメリットが顕在いたしましたことから、平成16年に事務局機能を現施設に戻し、再度体制を一本化した経過がございます。

一方、埋蔵文化財センターと県立歴史館は業務内容に親和性がありますことから、開館から30年以上が経過した歴史館の今後の在り方検討に当たりましては、埋蔵文化財センターとの連携についても視野に入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君） 県埋蔵文化財センターにつきましては、現在のセンターがある場所は篠ノ井駅の近くで立地もよい場所ですので、にぎわいが生まれるよう有効に活用していただくことが重要ではないかと考えます。

その上で、施設の老朽化も進んでいますので、将来的には移転も考えないといけないときが

来るのではないかと思います。その際には、地域の皆様も巻き込みながら、よりよい敷地の活用方法についても御検討いただきますようお願いしたいと思います。

また、人口減少が進む状況にある中で、若者と共に希望ある長野県の未来をつくり上げていくことが極めて重要です。そのためにも、若者の将来への不安を解消していくことが何よりも大事になります。若者には、無限の可能性があります。今回は、若者の住まいに対する支援について質問させていただきましたが、例えば、家賃に対する支援であるとか、若者を呼び込むための大胆な政策を行っていただくことを要望させていただきたいと思います。

そして、被災者の尊厳や人権を尊重した避難所整備についても質問させていただきました。災害に遭われ、苦しんでおられるからこそ、被災者の方にはできる限り日常に近い生活を行っていただくことが重要です。

今後も、民間の方々の知恵を取り込みながら、人権を尊重した避難所の整備により、災害が直接の原因で犠牲になる方をゼロにすることはもとより、災害関連死の方を生まない支援体制の構築に向け強い決意で取り組んでいかれることをお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、古文書の保存について質問いたします。

県立歴史館では、これまで、古文書などの文献については、現物保存のほか、マイクロフィルムに記録し保存する取組も行っていますが、マイクロフィルムを唯一生産していたメーカーが昨年12月をもって受注を終了しました。マイクロフィルムによる保存は100年から500年の超長期保存が可能とされており、古文書などの貴重な文献を原本を開くことなく確認できる極めて重要な保存方法でしたが、今後はマイクロフィルムによる保存は不可能となります。

代替手段としてはデジタル化が現実的だと考えますが、デジタルデータは、検索性が高いなどのメリットがある一方、デジタル劣化やデータ消失に備えてのバックアップが必要といった課題もあると聞いています。地震や水害などの自然災害からデータを守るためにも分散保管が必要となり、そのための保管場所の確保も進めていかなければなりませんし、原本あるいはマイクロフィルムからデジタルデータへの移行も順次進めるために、データの保存を早急に実施する必要があります。貴重な古文書現物を可能な限り長期間保存するとともに、データとしても保存し続けるための今後の対応について、検討状況を直江県民文化部長に伺います。

次に、主伐・再造林の加速化について質問いたします。

第4期森林づくり県民税を活用した再造林面積は、初年度の令和5年度の目標が260ヘク

タールであるのに対し、実績は247ヘクタールでした。6年度は、420ヘクタールに対し238ヘクタール、7年度は、580ヘクタールに対し358ヘクタールと、目標を達成できていません。一方で、令和8年度は、740ヘクタールと、今年度の3倍近い目標を掲げています。この目標を達成するための取組方法について根橋林務部長に伺います。

次に、ゼロカーボン戦略の目標達成に向けた取組について質問いたします。

ゼロカーボン戦略の2030年度目標である温室効果ガス排出量6割削減は、極めて困難な状況にあります。県では、来年度新規事業として、新築建造物のZEB化普及拡大に向けた調査・検討事業費を予算計上していますが、目標達成に近づけるため、検討だけではなく、効果が認められればスピード感を持って実行する必要があると考えます。当該事業の趣旨と検討後の展開について小林環境部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私にはマイクロフィルム受注終了に伴う古文書等の保存方法についてお尋ねを頂戴いたしました。

県立歴史館では、県宝にしているなど歴史的価値の高い古文書あるいは利用頻度の高い資料については、原本の閲覧による摩擦や劣化を防ぐため、長期保存に適したマイクロフィルム化を進めてまいりました。しかしながら、今後マイクロフィルムの入手が困難になりますことから、これからの原本記録の在り方について検討を行う必要がございます。

他方、古文書などのデジタル化につきましては、従来から、マイクロフィルム化と並行して、主に利活用の観点から、利用頻度の高いものを中心にデジタルデータ化を進めてまいりました。御指摘いただきましたように、デジタルデータによる長期保存に関しては、保存媒体の寿命、あるいはデータ量の増大、データ消失への対応など様々な課題があることも承知しております。

マイクロフィルムの受注終了を契機に、歴史館が所蔵いたします資料の保存の在り方について、個々の資料が有する歴史的価値や特性も考慮しつつ、長期保存と利活用双方の観点から改めて課題を整理し、検討してまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○**林務部長（根橋幸夫君）** 森林づくり県民税を活用しました再造林の目標達成に向けた取組についての御質問でございます。

これまで目標に届かなかった要因は様々ございますが、その一つといたしまして、森林づくり県民税によるかさ上げ補助のベースとなります国庫補助予算が現場の再造林の要望に十分に対応し切れなかったことにあるものと認識しております。

国庫補助事業は、再造林に加えまして、松くい虫対策や間伐などを同一の予算枠の中で実施

しております。可能な限り再生林に予算を配分すべきところではございますが、やはり地域差がございまして、主伐・再生林への転換が進んでいない地域に対する地域バランスを考慮させていただいた結果、一部地域の再生林の要望に十分対応し切れなかった。その点につきまして真摯に受け止めているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今年度につきましては、年度当初から、国に対しまして第2世代交付金を活用した松くい虫対策に係る新たな事業を企画提案いたしまして、必要な予算の確保に努めてまいりました。これによりまして、従来とは別枠で松くい虫対策を推進することができることとなりまして、再生林への重点配分を可能とする環境を整えたところでございます。

令和8年度に向けましては、従来より早い段階から再生林への重点配分の方針を事業者の皆様に丁寧に説明し、事業構造の転換を促してまいりました。あわせまして、主伐・再生林が遅れている地域を中心に、新たに作成した事例集の活用と林業普及指導員による事業者指導を強化しております。

これらによりまして、再生林面積を着実に伸ばしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には新築建築物のZEB化普及拡大に向けた調査・検討事業の趣旨と検討後の展開について御質問を頂戴しました。

ゼロカーボン戦略の目標達成に向けては、産業・業務部門の排出削減を進める上で、建物のエネルギー消費量削減と再生可能エネルギーの導入促進が不可欠でございまして、これらの双方を組み合わせてエネルギー収支を実質ゼロにすることを目指す建物、ZEBの普及拡大は重要な取組でございます。

ZEBの普及のためには、今日、建築資材や人件費の高騰が続く中で、ZEB化に要する初期投資が中長期的な光熱費削減によって十分に回収可能かどうかを県として客観的なデータに基づき明確に示していくことが必要であります。

本事業では、医療機関や商業施設といったエネルギー消費の大きな建築物をはじめ、幅広く県内事例を収集し、建築物の用途、規模、稼働時間など特性に応じた効果やコスト構造などの分析や投資回収のシミュレーションを行います。

調査で得られた結果を踏まえまして、ZEB化のメリットや導入に当たっての留意点などを分かりやすく取りまとめますとともに、ZEB化に資する国などの補助事業を整理し、県として講ずべき支援策の検討を行ってまいりたいと考えております。

その上で、関係部局と連携して、関係者に対する説明会を実施することなどにより、ZEB

に対する理解促進を図るとともに、国の補助事業や県の支援策の活用を促し、県内のZEBの普及を加速してまいりたいと考えております。

あわせて、関係各省庁に対し、引き続きZEB化に資する補助事業の拡充を要望してまいり所存でございます。

以上でございます。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君） 再造林に関しましては、目標が達成できそうということで、お取組に敬意を表します。ぜひ加速化していただければと思います。

古文書の保存については、利用頻度の高いものからということで、どの資料を保存するのかから始まってまだまだ検討が必要というふうにお聞きしましたけれども、膨大な数の資料があるわけですし、検討をしている段階ではなく、すぐに取り組んでいかなければならず、そのために予算もつけなければいけませんし、そのための人員も確保しなければいけないと思います。専門的な知識がある方を確保して予算をつけるということであれば、早急に取り組む必要があると考えますので、ぜひこちらのほうも加速化していただければと思います。

ゼロカーボン戦略に関してなんですけれども、検討という話でしたが、資材価格の高騰から、その効果があるかどうかということも検討するということになりますと、もしかしたらZEB化しても効果があまりないのであれば、この事業自体取り組まないという観点から検討していかなければならないというふうに聞こえたんですけれども、国からの補助や県の補助を含めて取組を進めていくということではなく、効果があまり期待できないのであれば取り組まないということなのかどうか確認させていただきたく、環境部長の再度の御答弁をお願いいたします。

[環境部長小林真人君登壇]

○環境部長（小林真人君） ZEB化の取組に関して再度御質問を頂戴しました。

先ほど申し上げましたとおり、本事業では、必要な効果やコスト構造などの分析、それから投資回収のシミュレーションを行ってまいります。その上で、先ほど申し上げましたが、国の補助事業も整理いたしまして、必要があれば県としての支援策の検討も行うということをお願いしてきております。必要が生じれば、投資回収ができるような対応もしっかりと検討していくこととしております。

我々としては、ZEB化の推進に向けた必要な支援策について、実際にどの程度どのような事業が必要かということを念頭に置きながら取り組んでいきたいと、そういう趣旨でございますので、御承知いただければと思います。

以上でございます。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）再度御答弁いただきました。どのくらい国からの補助が見込めるのか、また、県としてどれだけの対応を取らなければいけないかを検討するけれども、しっかりとZEB化は進めていくという前向きな検討だと受け止めさせていただきまして、次の質問に移ります。

技術職員確保策について質問いたします。

官民間わず人材不足の昨今、特に、土木職などの技術職の確保は重要な課題です。民間が処遇改善に力を入れている一方、県職員は資格を取っても給与に反映されない等、人材獲得に不利な状況にあります。業務に見合った給与体系にすべきと考えますが、いかがでしょうか。須藤総務部長の御所見を伺います。

次に、長野技術専門校について質問いたします。

長野技術専門校は、篠ノ井駅西口から徒歩10分という好立地にありながら、普通課程の定員割れが続いています。訓練生募集の在り方についていかがお考えか。米沢産業労働部長に伺います。

長野技術専門校は、建物が老朽化しており、職業訓練指導員も高齢化していて、代替りの人材確保も難しい状況とお聞きします。今後の在り方、対応策についていかがお考えか。米沢産業労働部長に伺います。

最後に、ツキノワグマ捕獲奨励金について質問いたします。

令和8年度、県は国の交付金を活用し、ツキノワグマを捕獲した場合に1頭当たり8,000円の報奨金を支給する方針とのことですが、危険性を考慮すると、他の有害鳥獣捕獲に対する報奨金と比較して低額であると言えます。

もちろん、市町村による上乘せもあり、実際に支給される報償金は別額となるにしても、せつかく報奨金を支給するのであれば、危険性を勘案して増額すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、県による上乘せは考えられないか。根橋林務部長に伺います。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）技術職員の業務に見合った給与体系の整備についてお答えいたします。

近年、官民を問わず人材獲得競争が一層厳しくなっており、特に、総合土木職をはじめとする技術系職員につきましては、人材確保が困難な状況が続いておりますが、その要因といたしましては、専門性の高い職種でありながら、処遇面で民間企業と一定の差が生じていることなどが挙げられると認識しております。

一方、地方公務員の給与につきましては、法令に基づき国等との均衡を考慮して水準を定める必要があるほか、支給できる手当の種類が限定されているなど、民間企業のように機動的に

処遇を引き上げることは制度上の制約がございます。

こうしたことを踏まえつつ、特に採用が困難な技術系専門職員につきましては、人事委員会勧告等の動向を見据えながら、専門性をよりの確に処遇へ反映できるよう給与改善を含めた処遇の在り方を検討してまいります。

また、国に対しましては、地域の実情や職務内容に応じた柔軟な給与制度の設計が可能となるよう、地方公共団体の裁量をより広範とする制度改正につきまして提案、要望をしております。

あわせて、人材確保に向けましては、処遇面の改善だけでなく、魅力発信の取組も重要だと認識しております。小中学生とその保護者を対象に、県の技術系専門職員の業務現場を見学していただく機会を設けるなど、次世代を担う若者に行政の技術系専門職を志していただけるような取組もさらに進めてまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には長野技術専門校に関して2問お尋ねをいただきました。

まず、長野技術専門校の普通課程の訓練生募集の在り方についての御質問です。

長野技術専門校の普通課程につきましては、議員御指摘のとおり、近年定員充足率が低下してきております。背景には、少子化の進行に加え、4年制大学への進学志向の高まりや若年層のものづくり離れといった社会的な変化も影響しているものと考えております。

一方で、普通課程修了者の就職率はおおむね90%以上で推移しており、同校の職業訓練を通じて技能を身につけた人材は地元企業からも高い評価をいただいております。地域産業を支える人材の育成という本校の重要な役割を果たしているものと認識しております。

入校生の増加に向けましては、高校の進路指導担当者への訪問に加え、訓練科の紹介や見学会、体験入校情報のSNS等による発信強化、さらに、業界団体と連携した中学生向け体験授業など、募集活動の充実を図ってまいります。

次に、長野技術専門校の建物の老朽化と職業訓練指導員の確保に関する今後の対応策についてです。

長野技術専門校の校舎につきましては、本年3月で移転新築から55年が経過し、特に、電気設備や機械設備を中心に老朽化が進んでいるものと認識しております。これまで、排水設備の改修やエアコンの整備など必要な維持修繕を計画的に実施してきたところです。引き続き、予防保全の観点から、劣化の兆候を早期に把握し、修繕や設備更新を計画的かつ効率的に進めることで建物の長寿命化を図ってまいります。

次に、職業訓練指導員については、同校では指導員の平均年齢が他校と比べて高く、訓練科目に応じた計画的な採用を進めておりますが、厳しい人手不足の状況により、民間との人材獲

得競争の激化もあり、必要な人材の確保は難しい状況にあります。このため、民間企業の技術者を外部講師としてお招きするなど、指導者の確保と専門性の向上に努めているところです。今後も、訓練の質の維持に向けた人材の確保に努めてまいります。

また、現在、職業能力開発審議会において次期職業能力開発計画の策定に向けた議論を進めており、長野技術専門校を含めた技術専門校の役割についても議論してまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） ツキノワグマ捕獲報奨金の支給額につきまして増額あるいは県の上乗せは考えられないのかというような御質問でございます。

本県は、小規模自治体が多く、また捕獲者の地域的な偏りも見られることから、市町村によりましては十分な捕獲体制を整えることが難しい状況でございます。こうした中で、熊の被害を効果的に抑止するためには、市町村の枠を超えた広域的な連携体制を構築することが重要でございまして、報奨金制度はその枠組みづくりの一環として位置づけております。

来年度、上伊那地域におきまして、県・市町村猟友会が参画する広域連携モデル事業を先行的に実施してまいります。広域的な連携体制の構築を進める中で、捕獲要請から処理までの手順、費用負担の在り方、さらに報奨金の支給水準につきまして総合的な検証を行ってまいります。

これらの検証結果と地域の実態を踏まえまして、熊の捕獲に伴う危険性や捕獲者の負担が適切に反映され、かつ、市町村間で合意形成が得られやすいより実効性の高い報奨金制度となるように、必要な見直しを段階的に講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君） 技術職員の処遇改善について、法令で手当は決まったものしか支給してはいけないと決まっていて、なかなか難しい面もあるということではありますけれども、給与体系について、現状を考えた上で、国に対して変更を求めていく、また、県としても考えていきたいという前向きな御答弁をいただきました。

次の技術専門校の教員の件もそうなんですけれども、何といたしまして、人がいないことにはどうしようもないというところがありますので、ぜひ処遇改善を進めていただき、その職業の魅力をアピールして人材獲得を進めていただきたいと思います。

ツキノワグマの捕獲奨励金につきましては、県としましては、これからどのような形にするのか検討するということではありますけれども、現場で頑張っている人が報われるような報奨金になるように、国に対しても、また市町村とも連携して、現実に即した額にしていただきたいと思います。

います。

何といたしても、やはり人があってこそだなと最近つくづく思うところです。県の事業を推進するにしましても、いい人材を確保していただいて県民のために頑張ってくださいようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）自民党県議団、松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。

初めに、東京一極集中と偏在是正について質問いたします。

人口減少時代に長野県がこれからも地域の暮らしと経済活動を持続させていくためには、人口流出の抑制と少子化対策は喫緊の課題であります。

厚生労働省が先週26日に公表した人口動態統計において、昨年の全国の出生数は70万5,809人、前年比2.1%減で過去最少を更新し、10年連続の減少となりました。この速報値では、出生数の前年比減少率が5%を超えている自治体が全国で7県あり、長野県の減少率は6.2%と全国で4番目に高いことが報じられました。

本県の出生数は、日本人に限ると9,857人で、初めて1万人を割り込み、進学や就職に伴う人口流出による影響と見られています。一方で、東京都の出生数は前年比1.3%増となり、9年ぶりに増加に転じました。18歳以下の子供1人当たり月5,000円を支給する制度や保育料完全無償化といった独自施策を、潤沢な税収を背景とした2.2兆円という子育て関連施策に基づいて次々と打ち出した成果と言われています。東京に住んだほうが手厚い子育て支援を受けられるから都内に住むことにしたという声を実際に聞いており、地方と東京の子育て環境の格差は拡大しています。

そうした中で、年末に旧ツイッターであるXを見ていると、次のような投稿を目にしました。年間1.5兆円もの都税が都民のために使われず、全国に分配されている。偏在是正の名の下に、都民の皆様が納めた貴重な税金のうち年間約1.5兆円が国に奪われ、地方交付税等として分配されている。他の道府県も税収が増える中、なぜ東京だけが税収を奪われるのでしょうか。

東京都と地方との対立を印象づけるような表現ですが、その発信者を見ると、東京都庁の公

式アカウントでした。リンク先にある都と地方の税収Q & Aには、東京都の主張がまとめられています。人口1人当たりの一般財源額で見れば、都は全国平均と同水準であり、是正すべき偏在は存在しない。首都警察業務や用地取得費などの大都市特有の財政需要がある。徹底した事業見直しにより、都は10年間で1兆800億円の財源を捻出してきたというものです。

私がこの主張を見て感じたのは、東京の豊かな税収と経済活動を支えている中には、地方自治体が工夫を凝らしながら教育施策、地域環境を整備して育ててきた地方の子供、若者たちが多く含まれているのではないかという思いです。潤沢な財源の下で地域格差が広がる中、このような発信がなされることには複雑な思いを抱きました。

東京都の是正すべき偏在は存在しないという主張に対して、地方からは幾つかの観点でこの議論を補う必要があると考えます。

第一は、税収の質の違いです。地方法人2税の格差は、かつて最大6.1倍に達し、その後の偏在是正措置を経てもなお3.6倍の格差が残存しています。一方、地方消費税の格差は、1.6倍程度にとどまります。東京の税収は景気に連動しやすい法人税に大きく依存しており、好況時には大きな財源を生み出します。1人当たり財源額という結果の数字だけではこうした税収構造の違いが見えてきません。

第二は、地方固有のコスト構造です。スケールメリットが働かない地方では、人口が減るほど1人当たりコストは上昇します。地方が担っている国土保全、食料生産、水源涵養といった役割についても併せて議論の俎上にのせる必要があります。

第三は、人的資本投資の地域間の不均衡です。先ほど申し上げたとおり、地方が育てた人材が都市へ流出するという構造的な問題があり、特に20代前半の女性の流出が顕著です。子育て支援や教育費に税を投じながら、就労段階で人材が流出してしまうといった状況が地方に生じています。

なお、東京都は、地方税を国税化することは地方自治の基本に逆行する不合理な措置だと主張しており、この論点には一定の正当性があります。しかし、それは偏在是正の議論そのものを否定することとは別であり、奪われているといった先ほどの対立の言葉ではなく、少子化・人口減少という国家の根幹を揺るがす課題に対して共創の視点で議論していくことが重要だと考えます。

これらの状況を踏まえまして、これからの偏在是正の議論に知事としてどのように臨み、地方と国家の持続的発展のためにどのようなメッセージを発信していくのか。阿部知事の見解をお伺いいたします。

政府による地方創生に関する総合戦略において、東京への人口流入に関する記載に代わり、若者や女性にも選ばれる地方、そして、地方における東京圏以上の域内成長率の実現が目標と

して掲げられました。

魅力ある産業・雇用環境が地方の力となり、現役世代の定着にもつながるものと考えますが、そのためには、人口の維持は不可欠です。地方が直面する急速な人口減少下、担い手が減り、税収が細る中、本社機能、政府機関の移転や、若い世代の人口流入を強力に促すような国による人口流入の制度的な枠組みの整備をしていくことは、どうしても必要であると考えます。急激な人口減少に直面する地方にとって、暮らしや経済を維持発展させるためにも、国による東京への人口集中の歯止めは喫緊の課題であり、これを引き続き求めるとともに、抜本的な東京一極集中是正策を国に対して求めるべきと考えますが、阿部知事に見解をお伺いいたします。

長野県が若者の流出を止めるためにできることとして、若い世代にとって魅力的な産業振興や雇用環境を整備することのほか、地方の政治、社会の場において若者の意思を反映させる環境をどれだけ整備できているかということも挙げられます。

県内で若者と接していると、どうせ何も変わらないんだ。自分たちが声を上げて意味がないんだ。そういった言葉を耳にしますが、中でも気になるのは、若者自身が若い人はまだ経験不足だからなどと、若者の発言や参画を否定してしまうような場面を目にすることがある点です。こうした言葉の背景には、これまでの地域の経験を通して、閉塞感の中で諦めてしまっている若者の姿があるのではないかと感じています。

彼らにとって参考となるような地方で活躍する若者のロールモデルが必要であり、自分の可能性を試せる場所としてこの信州を選んでくれているかどうか主体的に発信、発言する、ある種生意気な若者をどれだけ育て、守っていけるかという視点が重要だと考えます。

そこで、知事にお伺いいたします。

若者に選ばれる信州となるために、政治、社会の意思決定の場に若者を介在させるなど、踏み込んだ取組によって地方で活躍する若者のロールモデルをつくる必要があると考えます。被選挙権年齢の引下げや、行政でも若者に一定の予算枠を与えるなど、若者たちの社会における影響力を強化する様々な取組が想定されるところですが、見解をお伺いいたします。

若い世代に選ばれる長野県をつくるという観点から、子育て環境についてもお伺いいたします。

信州未来共創戦略には、子供・子育てを社会で支える取組が並んでおり、この実現を一つ一つ各関係者と共に目指していくことが今後も選ばれる信州となる上で不可欠であります。そのありがたい姿の一つである全天候型子供の遊び場が県内に整備されていることについて、特に触れたいと思います。

長野県には、子供を伸び伸びと育てられる素晴らしい自然環境、公園、アスレチックが多くありますが、私も未就学児を3人育てている子育て世帯の1人として、もっと県内に屋内施設

で子供を連れていけるところが欲しいと強く感じています。

県内外の子供が遊べる屋内施設に、視察も兼ねて子供と一緒に行くようにしています。先日は、長野市の「ながノビ！」を訪れました。子供にとって、自然の中での遊びも大変大切なんです。保護者の立場からすると、屋内施設には、子供が泥だらけになって帰ってこない、天候で予定を変えなくていい、暑さ寒さやけがの心配が少ないという日常の子育てにも直結したメリットがあります。

各地の施設を回って感じるのは、施設の数を確認するだけではなく、その質を高めることも大切だということです。都市部の施設に行くと、連れていきたいと思えるデザインもそうですが、子供の学びと成長を支える知育の工夫が各所に凝らしてあり、教育や子育て環境に関心のある保護者にとって、また連れていきたいと思える施設になっています。

子育てや知育に深い知見を持つ事業者に積極的に県内整備に関与してもらい、子育て世代が魅力を感じられる施設とすることが必要であって、そのような事業者を自治体に紹介したり支援することを県として進めていただきたいとも考えています。

そこで、お伺いいたします。

信州未来共創戦略が策定され、子供・子育てを社会で支えるための取組として全天候型子供の遊び場の整備等が記載されており、「2050年にありたい姿」を実現するために、県としてこれらの取組に積極的に関与していくことが求められると考えます。現在の進捗状況と今後の取組について酒井こども若者局長にお伺いいたします。

続きまして、特急あずさ、特急しなのについてお伺いいたします。

初めに、松本駅において長年親しまれてきた「アルプスの少女ハイジ」のナレーションを務めた沢田敏子さんによる音声放送が廃止されるとのニュースが昨年報じられ、市民や松本を訪れる方々から惜しむ声が多数上がりました。駅の音声放送は11月に切り替わりましたが、県がJRとの間に立って仲介いただいた結果、松本市に対してこの音声データが無償で提供されるに至りました。今後、自由通路での再生をはじめとした活用方法を松本市が検討することとなっております。特急列車に長時間揺られて松本へ帰ってきたときに聞こえてくるあの音声には、地域と世代を超えて共有されてきたものがあり、地元の思いを酌んでいただいた県の御協力に感謝申し上げます。

さて、最近、電車に乗っていて感じるのは、音声通話は電車の中でも途切れなくなった一方で、データ通信はトンネルに入るたびに通じない、電車内のWi-Fiも安定した通信が続かないということです。テレワークや動画視聴が日常の行為となって、今後AI活用が必須となる時代にあって、移動中の大容量のデータ通信はビジネスにとっても生活にとっても一層欠かせないものとなっていきます。

通信環境を整備した当初には想定されていなかった急速なデジタル化の進展もあり、通信環境に対するニーズは高まっているところです。移動中も仕事ができるかどうかは路線の利用価値にも直結することから、快適性向上へのさらなる取組が求められます。

また、リニア中央新幹線の開業に向けた国家プロジェクトも進んでおり、少しでも早い開通が待たれるところですが、他方で、リニア開業後には、特急あずさが重複する甲府・山梨方面、また、特急しなのが重複する中津川から名古屋の区間について、将来的な運行がどうなるのかという懸念もあります。この2路線は、松本－名古屋間、松本－東京間にあるそれぞれの都市を結ぶ根幹的な路線であります。将来を見据えて、この路線価値を再定義、整理し、快適性向上への戦略的投資を求めていくことが今から必要だと考えます。

以上を踏まえ、3点について村井交通政策局長にお伺いいたします。

1点目。特急あずさでは時間の短縮、定時性の確保が課題となっている中、県では、沿線自治体と共に同盟会を組織し、改善に向けた要望を行っているところですが、その成果についてお伺いいたします。

2点目。高速化や定時性の確保とともに快適性の向上も重要で、これからは特に車内Wi-Fiなどの通信網強化が不可欠であり、JR東日本や通信事業者への要請とともに、国へ要望を行っていくべきと考えますが、所見を伺います。また、特急しなのでは新型車両の導入が予定されていると聞いており、JR東海に対しても要望を行っていくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

3点目。将来的なりニア開業を見据えると、特急あずさと特急しなのの運行継続のため、路線価値の再定義や価値向上などを今から考えていく必要があります。県としての認識と、JR東日本、JR東海との協議の状況、今後の取組をお伺いいたします。

続きまして、松本空港の発展についてお伺いいたします。

昨年末、空港周辺4地区と県との間で、1日12回から20回に松本空港の発着枠を拡大する交渉妥結に至ったというニュースが大きく報じられました。およそ2年にわたって地元の声に丁寧な耳を傾け、4地区との協議を粘り強く続けてこられた関係部局の皆様方には、改めて感謝を申し上げます。県の誠実な姿勢で信頼関係ができたという地元の声も届いており、この信頼関係を基盤として、今後の地元対策と、そして空港発展に引き続き取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

これまで、空港に関する様々な質問をこの本会議場でもさせていただきましたが、この松本空港を、単なる交通インフラとしてではなく、空港を核とした地域振興を目指すため、将来的には松本空港に関するグランドデザインを描いていけるような、そういった状況をつくっていくことが私の目標であります。

現在策定中の航空・宇宙機器産業振興戦略案にも、フューチャーアクションとして産業振興における松本空港の活用が位置づけられたところであり、今後の検討の加速をぜひお願いしたいと思います。

松本空港関連施策がそれぞれ着実に前進していることをありがたく思います。

年始の各紙によるインタビューにおいても、F D Aの本田社長からは、沖縄定期便への意欲が示されています。施設整備についても、いよいよ設計着手の段階を迎えるところであり、様々な施策が前に進んでいるところであります。

F D Aと地元が求める機能面の拡充に応えるような施設としていただくように改めてお願いをして、以上を踏まえ、村井交通政策局長に2点お伺いいたします。

1点目。昨年末に地元4地区との間で合意された1日当たりの定期便の発着枠を12回から20回に拡大する事前協議について、これまでの経過と今後の対応をお伺いいたします。

2点目。発着枠拡大を受けて、松本空港における沖縄定期便や国際化に向けた取組、施設整備の内容をお伺いいたします。

次に、中部縦貫自動車道の先線ルートについてお伺いいたします。

松本市と福井市を結ぶ高規格道路である中部縦貫自動車道について、松本波田道路は事業が順調に進んでおりますが、それ以降の波田一中ノ湯間の先線については、1997年に基本計画を決定して以降、なかなか進捗が図られない状況にあります。2020年から、国、県、市で先線整備検討会をつくって課題や現状を整理しているところです。

このたび、松本市では、事業化されていない波田一中ノ湯間に設置するインターチェンジについて、安曇地区の沢渡周辺と水殿周辺の2か所を国に提案する方針を決めました。一般道に接続する位置の候補を示すよう国から松本市に要請されていた経過があり、前後の国道158号では奈川渡改良事業と県事業である狸平改良事業が進む中、先線整備に向けた環境は少しずつ整いつつあります。

今後、勉強会開催など、国との協議進展を期待したいところでありますが、本路線に関わる国予算の動向と先線ルート案の早期提示に向けた今後の取組について栗林建設部長に所見をお伺いいたします。

続きまして、サンプロアルウィンの復旧と松本山雅F Cについてお伺いいたします。

サンプロアルウィンは、松本山雅F Cのホームスタジアムとして利用され、多くの県民に親しまれてきた施設であります。

昨年発生した部材の落下という事象について、県では迅速な復旧作業に着手していただき、今シーズン開始に間に合うこととなりました。施設の安全性については、今後も県民と利用者に対して丁寧な説明が求められることとなります。

検討会では、金属の疲労破壊の原因はまれなケースとされたところではありますが、再発防止に向けた具体的な点検体制と取組を発信していくことで利用者の安心につなげる必要があります。

また、県の利用制限により、松本山雅FCは突然の会場振替を余儀なくされ、想定外の損失を負うこととなりました。前定例会の答弁では、損失補償について話合いの場を設けているとのことでしたが、その後、県が損失を負担するとの発表があったところでもあります。

以下2点につきまして、栗林建設部長にお伺いいたします。

1点目として、サンプロアルウィンの復旧・補強による施設の安全性と、検討会の意見を受けた施設の点検などの今後の取組について県の見解をお伺いいたします。

2点目として、前定例会の質問に対する答弁で、サンプロアルウィンの部材落下による松本山雅FCに対する損失補償について話合いの場を設けているということでした。県が松本山雅FCの損失を負担するとの発表がありましたが、今回の部材落下に係る利用制限で松本山雅FCの公式戦にどのような影響があったのか。事実関係についてお伺いいたします。

以上2点を栗林建設部長にお伺いし、質問とさせていただきます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、東京一極集中と偏在是正ということで、財源、税の偏在是正の議論にどう臨み、どのようなメッセージを発信していくのかという御質問でございます。

近年、地方税収が増加していく中で、法人関係税や固定資産税を中心として、税源の偏在は一段と拡大してきているというふうに受け止めております。

東京都の財源超過額は約2兆円ということで過去最高となるなど、地方公共団体間の財政力格差は広がっている局面だというふうに受け止めております。東京都が、人口1人当たりの一般財源額が全国平均と同水準であるということをもって是正すべき偏在が存在しないというふうに断言されるということには、私としては疑問を持っているところでございます。なぜならば、人口密度が高い地域ほど一般的には行政効率がいいはずであります。実際、大阪府や神奈川県の人当たり一般財源は、東京都よりもかなり少ない状況だというふうに受け止めております。

大都市と地方、都市と地方、これはお互い支え合って発展してきているわけでありまして。都市部、東京の方たちも、ふだん暮らしていると感じないと思いますけれども、東日本大震災のときは、福島原発、地方の皆さんにエネルギーを依存しているということを多くの方たちが理解されたと思いますし、食料等についても、いわゆる地方というところが一生懸命生産して大都市の活動を支えているわけでありまして。

都市だけよければいいとか、地方だけよければいいということでは日本は成り立たないわけでありまして、大都市部と地方の財政力格差があまりにも拡大してしまうということは、日本社会全体の活力や持続可能性の低下につながり得るものというふうに思っております。

こうした認識の下、これまでも、全国知事会としては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を求めてきたところでありまして、各政党の皆さんにもお願いしてきましたが、昨年末、与党の令和8年度税制改正大綱におきましては、「都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」という旨が、おかげさまで明記されたところでありまして。

今後、この方向性が具体化されていくことになるというふうに思っておりますが、私ども全国知事会としては、引き続き国に対する提言を行うなど、その実現、具体化に向けた働きかけをしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

続きまして、東京一極集中の是正を国に求めるべきと考えるがどうかという御質問でございます。

国におきましては、これまでの地方創生の取組に加えまして、高市政権の下では、特に強い経済というものの実現に重点を置いて、地方の伸び代を生かし、地方に活力を取り戻すことを目指されております。地域未来戦略も具体化に向けた取組が行われているところでありますけれども、地域が元気になる、そうしたことにつながることを強く期待しているところでございます。

ただ、強い経済を実現する上で、最大のボトルネックは、多くの企業の皆さんとお話ししても、やはり人、人材の問題だというふうに思っております。今のように若者たちが東京にどんどん集まっていく。大都市に集まってしまう。そういうことでは、日本列島全体を強い経済にしていくことはなかなか難しくなってしまうのではないかとこのように思っております。

しかも、これからAI・デジタルの時代になってまいります。今までの雇用環境は相当変わってくるだろうというふうに思っております。これまでは、地方から東京に進学し、そこで就職して、多くの方たちはいわゆる事務職として働いてこられましたけれども、AI・デジタルの時代になると、事務職のニーズはどんどん少なくなり、むしろ地方の製造業であったり、農業であったり、そうした現場で働く人材のニーズがどんどん高まっていくわけでありまして。

国においても、文部科学省として、今、理系人材の育成に力を入れようという方向を打ち出し始めているわけでありましてけれども、こうした人の動きや高等教育の在り方、こうしたものも、日本の国土全体をどうしていくのか、ひいては強い経済をつくっていく上でどうあるべきなのか。人づくり、人の流動と産業政策、雇用政策の取組をぜひ一体的に進めていただくことが重要だというふうに考えております。

多様な個性と魅力ある地域がたくさんあるのが日本の国土であります。こうした観点もぜひ踏まえていただきながら、国に対しては、過度な一極集中に歯止めをかけ、大都市部と地方部が共に発展することができるよう抜本的な取組を求めていきたいと考えております。

3点目ではありますが、若者が政治、社会の意思決定の場に参画することへの見解という御質問でございます。

若者が政治や社会の中で影響力を持つことは、私としては大変重要なことだというふうに思っております。なぜならば、これから未来の社会の主演は若い世代でありますし、また、多様な価値観を具現化しているのが彼ら若者だというふうに思っているからであります。

しかしながら、子供の数がどんどん少なくなっていく中で、どうしても若い人たちの声は社会の中で小さくなりがちであります。年長者を敬うということは大変大切なことだというふうに思いますが、若い人たちには、もっともっと自分の思うこと、考えていることを発信し、行動してもらいたいというふうに思います。私も高齢者になりましたが、我々の世代も含めて、若い人たちの成長を支え、促していくということが大変重要だというふうに思っております。

県としては、信州未来共創戦略で若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりを実現しようということで、県の審議会への若者の登用や信州若者みらい会議における政策提案等を通じて若者の皆さんの参加を促し、そして声を聞いてきているところでございます。

来年度は、信州若者みらい会議において、若者主体で政策形成に影響力を及ぼすユースカウンシルの設立に向けた検討を行っていくことにしておりますし、その先には、ユースカウンシルにおける若者たちの活動を民間の皆様方とも協力して応援していく仕組みをぜひ検討していきたいと思っております。

また、若い人たちが政治を動かす、社会を動かしていくためには、被選挙権年齢の引下げということも私としては重要なことではないかというふうに思っております。今、全国知事会の地方自治・民主主義の確立に向けた研究会におきまして、この点も含めて研究しているところでありまして、報告書を取りまとめ次第、国に対しても具体的な提言をしていきたいというふうに思っております。

こうしたことを通じて、自らの意思で未来を切り開いていく若者たちが信州のロールモデルとなるように支援をしていきたいというふうに思っておりますし、次の世代の挑戦を力強く後押ししていきたいと考えております。引き続き若者から選ばれる信州の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上です。

〔県民文化部子ども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には全天候型子供の遊びの場の整備に関する取組の現状と今後について御質問をいただきました。

信州未来共創戦略に基づく市町村等と連携した子育て支援策には、経済的負担の軽減などに加え、天候に左右されず子供が安心して遊べる全天候型子供の遊びの場の整備がごございます。市町村等を中心に設置が進んでいる全天候型子供の遊びの場は、近年、猛暑日など多い中、保護者等からのニーズも高く、廃校を活用した交流、相談の機能も備えた施設、地域住民による絵本の読み聞かせや工作体験などの活動が行われている施設、道の駅や商業施設に併設された施設など様々な形態が見られ、多くの子育て家庭に利用されております。

県では、本年度、こうした施設の設置が子育て家庭のニーズや地域の実情を踏まえて進むよう、市町村を対象に、今後の設置予定や課題等に関するアンケート調査を実施しております。

また、結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」で子供連れで遊べる施設の情報掲載を行うとともに、県と市町村による子育て支援合同検討チームにおいて国の支援策や先進事例の共有等に取り組んできたところでございます。

今後は、全天候型子供の遊びの場に関するより詳しい情報発信を行うなど広報を充実させるほか、アンケート調査の結果も踏まえ、市町村等と連携して整備が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 順次お答えいたします。

最初に、特急あずさの課題解消に向けた取組についてであります。

県では、特急あずさの高速化促進などを目的として、中央東線沿線の山梨県や沿線市町村等と共に、平成20年に中央東線高速化促進広域期成同盟会を組織するとともに、沿線の県議会議員の皆様にも同盟会の参与として参画いただくなど、関係機関に対し強力に要望を行ってきたところでございます。また、中央東線は慢性的に遅延が多いことから、令和6年に同盟会の名称に新たに「定時性確保」の文言を追加いたしまして、対策の必要性を明確にしているところです。

同盟会におきましては、これまで、国やJR東日本に対し、三鷹－立川間の複々線化計画の早期着工や高尾以西のカーブ区間の解消、また、ホームドアの導入等による線路への立入り防止などの遅延対策や、倒木や鳥獣による遅延の影響の最小化などについて対応の強化を求めてきたところでございます。

平成29年（2017年）には、特急あずさにおいて新型車両の導入が行われまして、スピードアップが図られましたが、大幅な高速化に必要となる複々線化や線形の改良などは、事業費が

多額に上るため実現に至っていない状況であり、県として引き続き沿線市町村と共に高速化・定時性の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、特急列車の快適性向上につながる通信環境の改善についてです。

特急列車内において高速通信ネットワークを使った仕事や大量のデータを使った動画視聴などの娯楽は、現在では当たり前のものとなっております、W i - F i 環境の通信網の強化は多くの利用者から交通手段として選ばれるための重要な要素と認識しております。

中央東線の携帯電話の不通区間の解消については、J R 東日本では利用者が多い区間の長大トンネルを優先して取り組んでおりまして、東京ー松本間では平成25年6月までに長大トンネル全6か所において不通区間が解消したところです。

県としては、引き続き中央東線高速化促進・定時性確保広域期成同盟会として、J R 東日本や国に対し、車内や駅舎における通信環境の改善に向けた無料W i - F i サービスの一層の拡大やさらなる携帯電話不通区間解消に向けた早急な対応を求めてまいります。

また、中央西線においても、特急しなのにおいて、現行の車両の老朽化などを理由として、令和11年（2029年）を目途に新型車両の導入が予定されておりまして、特急あずさと同様、車内W i - F i も新たに整備されることを期待しております。県としては、沿線関係者と共にJ R 東海に対しても同車両への通信環境の強化を求めてまいります。

また、鉄道事業者が進める通信網強化に向けた取組においては、通信事業者の協力も不可欠です。協力が得られるよう、鉄道事業者とも連携して取り組んでまいります。

次に、リニア開通を見据えた特急列車の運行継続についてです。

リニア中央新幹線の開業に伴い、東京都の品川駅から山梨県駅までは特急あずさと、岐阜県駅から愛知県の名古屋駅までは特急しなのと、それぞれ路線の一部が重複するため、中央本線の今後の運行形態に影響が生じることが予想されます。

リニア中央新幹線は、大都市間の高速移動の手段である一方、特急あずさ・しなのは、リニアに比べて停車駅も多く、長野県内の各都市と隣県の各都市や首都圏、名古屋圏を、特急としての速達性や定時性を維持しつつ、利便性の高い頻度で乗換えなしで結ぶ地域ネットワークの根幹であり、これらの点はリニア開業後も変わるものではないと認識しております。こうした県の考え方については、J R 東日本やJ R 東海との懇談の場においてもお伝えしているところです。引き続き、J R 両社に対し、沿線自治体と共に県の考え方を説明するとともに、リニア開業後もこれらの特急の強みが発揮されるよう努めてまいります。

次に、松本空港の地元地区との事前協議のこれまでの経過と今後の対応についてでございます。

この事前協議につきましては、令和5年10月に地元4地区空港対策委員長に協議を開始した

い旨をお伝えしまして、令和6年3月19日開催の地元4地区空港対策委員会連絡会におきまして文書による協議を開始したところでございます。以降、あらゆる機会を捉え、地元の皆様にお会いし、県の考えなどを丁寧に説明してまいりました。

地元からは、騒音等への負担感や安全面での不安が多く寄せられたため、職員が現地に出向き騒音調査を実施するとともに、航空会社社長や新田副知事との懇談の場を設けるなど、様々なレベルでの対話を重ねてきたところです。また、道路や集会施設等の周辺環境整備に関する要望も寄せられたことから、県では、松本空港課が中心となりまして、関係する県の各部局や松本市とも連携しながら地元との調整を重ね、令和7年12月24日までに4地区全てから同意をいただいたところです。

約1年9か月の協議の間、地元での意見や要望の取りまとめなどに御尽力をいただきました各地区の空港対策委員や町会役員の皆様に、この場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。

午前中の答弁で知事から申し上げましたとおり、地元からの御要望等につきましては、地元4地区との定期的な意見交換の場を設け、引き続き地元の皆様の声や思いを真摯に受け止め、課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、沖縄定期便に向けた取組についてです。

昨年12月には、F D Aによるプログラムチャーター便が実現し、松本発の搭乗率は9割を超えた一方、沖縄発の搭乗率が7割にとどまったことから、沖縄での認知度向上と誘客が課題と認識しております。

このため、来年度当初予算案では、チャーター便の運航支援と併せ、沖縄での広報宣伝の経費を計上しておりまして、今後も実績の上積みや運航時期の拡大を図り、定期便の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、国際化に向けた取組についてです。

本年度の国際チャーター便の就航便数は、10往復20便に達する見込みでありまして、今月の韓国便は旅行商品の大半が完売するなど、ニーズの高さを実感しているところです。韓国の航空会社との間では、今後のプログラムチャーター便の就航に向け具体的な調整を始めたほか、新たな海外の航空会社等に対する誘致活動を進めておりまして、国際定期便・季節便の実現につなげてまいりたいと考えております。

最後に、施設整備の内容についてです。

本年度、空港の機能強化に関する概略検討を実施しておりまして、1日当たり20便の就航を視野に入れ、2便同時対応、国際線、国内線の供用が可能となる施設を目指し検討を進めているところです。

ターミナルビルの主な整備内容としては、1階ロビーの拡張や国際線チケットカウンターの増設、2階搭乗待合の拡張、搭乗橋の増設、エレベーターの設置、内装、トイレ等のリニューアル、テナントや多目的・観光案内スペースの増設などを検討中であり、このほか、駐機場や誘導路の増設について国との協議を開始したところです。

今後、設計に1～2年、工事は、空港を運営しながら進めるため、2～3年を要する見込みであり、まずは来年度当初予算案においてターミナルビルの基本設計に要する経費を計上したところです。

引き続き、関係者と必要な調整を進めながら、空港の機能強化に向けた施設整備に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には3点御質問をいただきました。

まず、中部縦貫自動車道の予算の動向と先線ルート案に関するお尋ねでございます。

本路線の今年度予算は、事業中の松本波田道路に対して、当初予算と補正予算の合計で20億円でありまして、近年はこの20億円前後で推移している状況でございます。

また、松本波田道路の先線となる波田から中ノ湯間につきましては、計画段階評価の手续に早期に着手できますよう、これまで、国、県、松本市による整備検討会を2回開催し、現道となる国道158号の現状と課題を整理しているところであります。

今後のルート案の検討に当たっては、地域の自然・社会的条件を考慮するほかに、国道158号とのアクセス位置の選定が重要となります。このたび、アクセス位置に関する市の考え方が国に提案されますので、具体的なルート案の検討が進むと期待しており、次回の整備検討会に向け、国や松本市と一体となって準備を進めてまいります。

また、ルート案の提示に向けましては、これまで、知事が年2回直接国要望を行っているほか、沿線関係自治体で構成する建設促進同盟会なども国へ提言活動を行っております。

県といたしましては、引き続き国が行う検討に協力していくとともに、関係自治体や地域の皆様との連携を強化し、国土交通省や財務省等に対して本路線の一日も早い全線開通について要望してまいります。

次に、サンプロアルウィンの施設の安全性と今後の取組についてのお尋ねです。

このたびの部材落下に伴う復旧工事や維持管理など今後の取組の検討につきましては、建築構造の専門家により構成される検討会からの意見を踏まえて進めてまいりました。

復旧工事においては、落下した部材を取り替えるだけでなく、強度を高める補強工事を実施したほか、既存の類似部材にも同様の補強を行ったことで、これまで以上の安全性を確保し、

同じような破壊は今後起こらないと考えております。

維持管理等の今後の取組については、安全に長く使用するための恒久対策として、今後、照明用架台の再塗装を行うほか、より精度の高い点検を追加するなど、施設の安全管理に万全を期してまいります。

最後に、サンプルアルウインの利用制限に伴う松本山雅への影響についてのお尋ねです。

当施設の照明用架台の部材落下に伴い、松本山雅が開催を予定していたＪリーグ公式戦４試合の会場が変更となり、そのうち２試合は長野市の長野Ｕスタジアムで、残る２試合は山梨県及び東京都の会場に変更し、開催されました。

松本山雅からは、その影響として、アルウインの利用再開の見込みが立たない中、会場を短期間で確保するための労力が生じたことに加え、選手、スタッフの移動費や看板等資機材の運搬費、シーズンパスの返金等の追加費用が発生したと聞いております。

以上です。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ答弁をいただいたところであります。

県として、全国知事会長として、偏在是正の問題について、ぜひ積極的な、そして共創の視点での議論を進めていただきながら、地方の持続可能性と国の繁栄という部分にしっかりとつながるようにしていただければと思います。

県では、人口減少に適応する各種施策展開とともに、厳しい人口減少に直面する中において、今定例会でも多く議論されてきた長野県の産業振興、経済成長の戦略を描くことが求められてきます。「挑戦なくして未来はない」のフレーズの下、未来への投資が積極的に行われることで発展する長野県の未来を願い、私の質問を全て終結とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）まず、バス事業への支援などについて伺います。

県バス協会の調査で、県内のバス運転手数は、必要人員に対して約10%不足しており、平均年齢も56.7歳となっています。そして、長野地域や北信地域で営業しているバス会社では、165名ほどの運転手のうち、60歳代が36人、70歳代が23人在籍し、3分の1以上が60歳以上の構成で日々の路線を維持しています。10年後には、路線バスだけでなく、貸切りも高速も含めたバス事業そのものが成り立たなくなる危機が迫ってきています。

そこで、交通政策局長に2点伺います。

1、移住支援事業などあまり効果が現れていないことから、11月定例会では、より効果的な

運転手確保策を伺いました。来年度予算案の取組と併せ、実質賃金や労働条件の改善を図り、バス運転手という職業の大胆な魅力発信が必要と考えます。若者をターゲットとして、インターネット広告の駆使や就職相談会での積極的な取組支援など、喫緊の課題である運転手確保の実効性のある取組が重要です。見解を伺います。

2、バス事業においては、運転手不足とともに、運行管理者の担い手不足が深刻化しています。現場からは、軽井沢事故に見られるように、責任が重い一方で、担い手が育たない。運転手不足から、毎日の乗務ダイヤ確保に苦悩し奔走する任務が大きく増してきている。お客様や運転手からのハラスメントなど、敬遠される職種となっているのが実態です。

そこで、運行管理者の担い手不足に対する認識、資格取得支援や業務負担軽減など行政としての具体的支援策の検討状況、持続可能な確保策の推進について見解を伺います。

次に、知事に2点伺います。

1、バスやタクシーの運転手は、旅客の命を運ぶとのことから、第二種免許という資格が必要です。また、点呼や労務管理、事故防止など輸送の安全を確保する要の存在である運行管理者においても、国の資格制度となっています。しかし、一方で、これらの制度から全く逸脱し、輸送の安全性を損なうおそれのあるライドシェアを公共交通の補完的なものとして国では位置づけようとしています。見解を伺います。

2、公共交通について、知事は、行政の主体的な関与がなければ路線の維持確保は困難であるとし、具体的な支援を強めてきていますが、まず何よりも、学生や高齢者だけでなく、より多くの利用者を確保していくことが求められます。人口減少下にありますが、ゼロカーボンの見地からも、コロナ前を超える利用促進が必要です。そのような中で、今日の公共交通の衰退をもたらしている政治や政策についてどのように認識されていますか。

また、国における公共交通予算が少な過ぎることから、国に対して予算の大幅な増額、あるいは支援の発想の転換を強く求めると前定例会で答弁されていますが、どのように取り組まれてきていますか。伺います。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には2点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、実効性のある運転手確保策についてです。

議員御指摘のとおり、バス運転手を確保するためには、これまで実施してきた施策に加え、待遇改善や若者に対する魅力発信の強化が重要です。また、バス事業者からは、バスドライバー移住支援金により採用につながったという声がある一方で、採用活動等に充てられる事業者側の人員や予算の余裕が十分でないという声も伺っているところでございます。

このため、令和8年度におきましては、バスドライバー移住支援金の増額、大型第二種免許の取得費用に対する支援の増額など既存施策の充実を図るとともに、信州型広域バス路線支援制度による事業者の経営基盤強化や、事業者からの要望が多い求人サイトへの掲載や就職説明会への出展費用等に対する支援、さらに、現役運転手のインタビュー動画を「J o bサポ！運輸」のホームページに掲載し、バス運転手として働く魅力や、キャリアパスの発信といった新たな施策を実施することとしているところです。

県としては、こうした様々な施策を組み合わせ、バス運転手の確保に努めてまいります。

次に、運行管理者の確保に向けた取組についてであります。

バス運転手だけでなく、運行ダイヤの編成や労務管理、顧客対応等を行う運行管理者も減少傾向にあり、業務負担は増加しているものと認識しています。

このため、県では、運行管理者を確保するため、令和8年度において、運輸事業専門の就職相談窓口の設置やマッチングイベントの開催、求人サイトへの掲載や就職説明会への出展等を行う事業者への支援、バス協会と連携し、運輸事業振興助成金を通じた運行管理者講習の受講料支援などの取組を実施することとしております。また、国においても、運行管理支援システムの構築など、DXによる業務負担軽減に向けた支援を行っているところです。

県としては、こうした取組に加え、信州型広域バス路線支援制度など、事業者の経営基盤を強化し、運転手や運行管理者の待遇改善につながる施策を実施することで持続的な担い手確保を図ってまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、ライドシェアについての見解についてという御質問でございます。

交通事業者を取り巻く環境は大変厳しくなっております。バス路線の廃止、タクシーの供給不足などが各地で見られる状況を踏まえ、安全性にも配慮した上で、こうした地域における移動手段を確保するためライドシェアを推進していこうという国の動きは、県民の皆様方の暮らしを守る上で必要なことだというふうに考えております。長野県としても、こうした取組、こうした仕組みを活用して移動手段の確保を行っていきたいと考えております。

安全性の確保につきましては、公共ライドシェアについては県への登録制となっておりますし、ドライバーには専門講習の受講を義務づけております。日本版ライドシェアにつきましては、国の許可制であり、タクシー事業者の関与が要件とされております。県としては、こうした制度の適切な運用に努めますとともに、公共交通と公共・日本版ライドシェアを適切な形で組み合わせ、地域の移動手段を確保していきたいと考えております。

続きまして、公共交通に関連して、まず衰退を招いた政治、政策に対する認識という御質問でございます。

これまでの国の政策につきましては、時代状況に応じた対応をされてこられたと思っております。サービスの安定供給の観点から、当初は許認可や規制を中心とした時代が続いたわけがありますが、その後、需給調整を廃止して、競争を通じた効率的で多様な交通サービスの提供を促進するという時代を経て、現在はそれぞれの地域で望ましい交通ネットワークを追求するという方向性になっております。

今、人口減少による公共交通利用者の減少は確実であり、また、ドライバー等の確保がなかなか難しくなっているという状況におきましては、やはり公共交通を維持する考え方、これまでの発想を大きく転換していくということが何よりも重要だというふうに私としては考えております。引き続き、この発想の転換、行政としてより主体的な関与を深めていくこと、こうしたことを国にも提言していきたいと思っております。

また、具体的に、予算増額、発想転換をどう求めてきたのかという御質問でございます。

審議会等様々な機会を通じて、予算の大幅増と発想の転換を大変しつこく、国土交通省に嫌われるのではないかとと思うぐらいいろいろな場面で求めさせていただいているところでございます。

例えば、交通政策審議会地域公共交通部会におきましても同様の発言をさせていただき、昨年の12月26日のとりまとめの中では、私の発言も引用いただいた上で、「今後、財源を含めた公的関与のあり方についても、不断の検討がなされることが望ましい」と記載されました。

また、鉄道ネットワークであります。鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会というものが開かれております。私も、地域の声、現場の声ということで2月18日に意見聴取されたわけでありまして、そこにおきまして、JR路線の存廃及び存続する場合の財政負担等については国が統一的に責任を持って取り組むべきではないかという主張をさせていただいたところであり、引き続き公共交通についての国や行政としての踏み込んだ対応、関与を求めていきたいと考えておりますし、事業者の自助努力だけに任せないよう、発想の転換も求めていきたいと考えております。

以上です。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君）今日のバス事業の困難さは、モータリゼーションの進展などもありますけれども、一番の要因は、知事の答弁にもありましたように、やはり2002年の需給調整規制の撤廃にあると思います。安全の軽視を中心に、この規制緩和は大きな失政である、そのことを申し添えて、これは次の機会に知事に答弁をお願いしたいと思います。

次に、農業関係の質問に入ります。

私ごとで恐縮ですが、須坂市東部の中山間地で、議員活動の合間を縫って自家用野菜づくりに精を出しています。親から引き継いだ30年ほど前は、近隣の田畑は一枚残さず耕されていましたが、現在はそのほとんどが耕作放棄地となっており、電気防護柵はあるものの、野生鳥獣の楽園と化し、対策に苦慮しております。

昨年11月発表の2025年農林業センサスでは、基幹的農業従事者がこの5年間で25%も減少し、しかも平均年齢は67.6歳で、70歳以上が55%を占めるとし、県内においても19.6%の減少、平均年齢は69.1歳となっています。長く農業を支えてこられた世代の大量引退が迫り、洪水のように離農が増え、この国から農家、農民が消えようとしています。

これらの結果を受け、国は、農業者減少の背景に、近年の資材価格高騰や地球温暖化による厳しい経営環境があるとしていますが、センサスが示した深刻な事態は、昨日や今日に始まったものではありません。食料は外国から買えばいい。競争力のない農業は要らないという基本的な考え方で、農産物の輸入自由化や価格保障の削減などを続け、大多数の農業経営を成り立たなくしてきた歴代政府の歴史的な重大な責任であります。

そこで、まず知事に2点伺います。

1、政府は、自らの農業政策を反省するどころか、農業者の激減を不可避とし、大規模化や農地の大区画化、スマート農業など規模拡大一辺倒の路線を進めています。大規模化も必要ですが、それだけでは農村コミュニティも国民への安定的な食料供給も維持はできません。

大小多様な農業者の確保育成こそ重要であり、センサス結果もそれを求めています。

そのような中であって、長野県においても稼げる農業を追求し、農地の集積・集約の加速化と法人経営の育成に重点を置き、政府と同じように小規模・家族農業を見捨てる政策に陥っているのではないかと、今日までの農政部の姿勢を見て疑わざるを得ません。知事は、長野県の農業政策をどのように導かれていくのか。見解を伺います。

2、国において、ここ数年、防衛予算が異常なまでに上昇し、平和的な話し合いではなく、軍事対軍事の危険な外交政策に陥り始めています。

例えば、野菜の種の実態から計られる食料自給率は、危険な領域にまで達しています。安全保障を掲げ、重視するのであれば、輸入に依存しない食料の生産体制を大きく高めていく農業予算の拡充こそが求められます。農業県長野のリーダーとして、また地方政治の専門家としての知事の見解を伺います。

次に、農政部長に4点伺います。

1、県内の基幹的農業従事者においては、2020年の農林業センサスで約4分の1の減少、25年も約5分の1の減少と、この10年間で約40%の減少となっています。この間の急激な減少に

対する対策、取組についてどのように検証されていますか。

また、2030年に向けて減少を最大限食い止める課題にどのように取り組んでいくのか。具体的な施策をお示してください。

2、県土の多くを占めている中山間地域の農業は、生産効率や所得水準の面だけで評価すれば、平野部に比べて不利な条件に置かれています。しかし、一方で、農地を守り、集落を維持し、県土の保全や景観形成といった多面的機能を果たしてきました。

県として、中山間地域農業を単なる産業政策の枠にとどめるのではなく、地域を支える基盤としてどのように位置づけ、中山間地域農業直接支払事業とともにどのように支援を強めていくのか、伺います。

3、地域計画の実効性について伺います。

担い手不足や高齢化により耕作放棄地が増加することは、農業生産の低下のみならず、鳥獣被害の拡大や防災面でのリスク増大など、地域全体に深刻な影響を及ぼしています。農地の集積・集約を進める地域計画の取組が進められていますが、現場では個々の農家や集落の努力に委ねられている実態も見受けられております。

県として、市町村やJA、集落営農組織と連携した地域一体となった農地管理の仕組みをどのように構築していくのか、伺います。

4、私自身の経験から、土を耕し、土をつくり、我が子のように作物を育て、収穫し、食すことは、現在の複雑な人間関係から解放される喜びや楽しさも得られます。自治体やJAと連携して農業の労働力不足の解決を目指すことを目的に、副業制度を活用した社員による農作業への参加を進めている企業も出現しています。県としても、これらの取組の促進を図ることは重要であると考えます。見解を伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 2点御質問をいただきました。

まず、長野県の農業政策をどう導いていくのかという御質問でございます。

本県農業は、地域の農業とコミュニティーを支えていただいている農家の皆様方のたゆまぬ努力により発展してきたものというふうを受け止めております。これまで守られてきた農地や地域の営みを未来につないでいくことは、我々県としての重要な役割だというふうを考えております。

人口減少という構造的な変化によって、農業の担い手も急激に減少している現状におきまして、将来にわたって農畜産物を持続的に生産していくためには、農業の構造を根本から見直し、抜本的な対策を講じていくことが不可欠だというふうを考えております。

であるからこそ、地域を牽引する経営体の法人化や農地の集積・集約化といった改革を進め

ているところでございます。こうした取組は、家族農業等を否定するものではなく、地域の核となる経営体を育てていくことで家族農業等を含めた地域農業全体の活性化にもつなげていくというものでございます。

小規模農家等への支援として、農業用機械等の導入補助や日本型直接支払の活用、農ある暮らしの推進など、これまでの施策も継続することにいたしております。総合的な取組により、本県の農業と農村をしっかりと守ってまいります。

続きまして、国の農業予算についての見解をお尋ねいただきました。

気候変動や国際情勢の変化に加えて、世界的には人口増加が続いている局面において、食料安全保障は大変重要な政策課題であり、国の責任において強力に取り組んでいただくことが必要だというふうに考えております。

食料、農業、農村に対する予算の確保につきましては、県としても、また全国知事会としても強く要請してきているところでございます。国においては、昨年度四半世紀ぶりに改正した食料・農業・農村基本法の基本理念や、本年度見直した基本計画の基本的な方針の中で食料安全保障の確保を明確に位置づけるとともに、令和7年度から11年度までを農業構造転換集中対策期間と定め、予算上も別枠予算として措置されているものというふうに承知しております。

引き続き、国に対して食料安全保障の確保に力を入れて取り組んでいただくよう強く求めていくとともに、県としても県内農畜産物の安定生産にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には4点御質問をいただきました。

初めに、基幹的農業従事者の減少対策の検証と今後の方針についての御質問でございます。

全国的な人口減少下において、基幹的農業従事者の減少は避けられない課題であり、県では、農業者が減少する中であっても農業生産力を維持できるよう、第4期長野県食と農業農村振興計画に、地域農業を牽引する中核的経営体の育成と新規就農者の安定確保を掲げ、取組を展開してきたところでございます。

現在、中核的経営体の育成は順調に進んでいるところでございますけれども、生産量の維持に向けてはさらなる強化が必要でございます。新規就農者の確保については、目標水準には至っておらず、その要因は、他産業との競合はもとより、初期投資が大きいことや、収益確保への不安、経営安定に時間を要することなどと捉えているところでございます。

このため、国事業等を最大限に活用して初期投資の負担軽減を支援するほか、来年度からは、新たに担い手を呼び込む実践型経営農場を整備し、地域が一体となって収益性向上の早期実現に向けた支援を行うとともに、就農情報を一元的に発信する県ウェブサイト「デジタル農活信

州」の充実、就農相談会の拡充、さらに、農業経営の法人化を促進するなど、地域を牽引する農業者のさらなる確保育成に重点的に取り組んでまいります。

加えて、農ある暮らしや半農半X、若い世代へのアプローチなど、農業を支える多様な人材の裾野を拡大する取組も引き続き積極的に進めてまいります。

続きまして、中山間地域農業の位置づけと支援についてのお尋ねでございます。

中山間地域の農業が営まれる農村は、農業生産活動のみならず、豊かな生活の場であるとともに、多面的機能の恩恵を住民のみならず社会全体にもたらす社会的共通資本であり、将来にわたってその機能を維持、発揮するためにも、中山間地域における農業が持続的に営まれるようしっかり守っていくことが重要と捉えております。このため、県では、地域ぐるみで取り組む多面的機能の維持活動や、農村コミュニティを支えるための組織である農村RMOの形成支援などに取り組んでおります。

また、議員お話の中山間地域農業直接支払事業は、今年度、地域の農地保全活動等を継続できる体制とするため、NPOや企業など様々な主体の参画を後押しするように制度が拡充されたところであり、県として積極的に活用を働きかけているところでございます。

加えて、県としましては、単位当たりの収益性が高い作物の導入や地域特性に応じたスマート農業の広域的な展開、さらには鳥獣害対策など地域に適した取組を提案し、中山間地農業を総合的に支援してまいります。

続きまして、地域計画の実現に向けた仕組みの構築についてでございます。

計画を着実に実行していくためには、地域との話し合いを継続しながら、議員御指摘のとおり、地域で一体的に農地を管理していくことが重要と考えております。

こうした体制づくりに向けて、県では、現地支援チームが市町村や地域の関係者と意見交換を重ねながら、取り組むべき課題や目指すべき姿、関係機関の役割分担等を共に検討し、地域計画の実現に向けた体制構築を県の立場から力強く後押ししてまいります。

最後に、農業における副業人材活用の取組への見解についてでございます。

県とJAグループ等で構成するJA長野県農業労働力支援センターでは、1日農業バイトアプリ「デイワーク」の利用を推進しており、令和7年には延べ約2万8,000件のマッチングが成立し、企業の従業員がアプリを活用して農業従事する動きも広がっております。

また、県においても、平成30年度に創設された「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」が活用され、今年度は、1月末現在の実績で、活動の約3分の1が農業への参加となっており、関心を持っていただいている状況でございます。

こうした副業制度を活用して企業の社員等が農作業に参加することは、農家にとっては農繁期のスポット的な人材確保、企業等にとっては地域との関係構築に寄与するなど、大変有意義

なものであると認識しております。

引き続き、関係機関が一体となり、企業等に対し農作業への参加を広く呼びかけるなど、多様な担い手の確保にもつながるこうした取組を加速させてまいります。

以上でございます。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）国連においても、飢餓撲滅で中心的な役割を果たすとして家族農業を重視し、支援を呼びかけています。学校給食に地元の小規模・家族農業者が丹精込めて生産した有機無農薬農産物を購入し、子供たちに安全な食を提供するなど、市町村での支援も増えてきています。

今後とも、県政が本腰を入れて多様な担い手を確保して、農業の再生を目指した農政を実現し、技術力にも、そして土にも大きく優れた農業県長野を維持発展させていくことを要請し、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）新政策議員団、大町市の奥村と申します。通告に従い質問をさせていただきます。

若者が定着し、挑戦できる長野県づくりについてであります。

国立社会保障・人口問題研究所の人口移動調査によると、25歳から29歳の移動理由は、職業上の理由が27.7%、結婚や同棲が29.9%と高くなっており、20代後半世代は、キャリアや結婚、出産の方向性が定まる重要な時期であると考えます。

本県日本人の25歳から29歳の人口動態の推移を見ますと、男女共に一貫して転出超過となっており、特に、コロナ前の2019年はマイナス655人と多く、コロナ禍で一旦は減少したものの、直近の2025年はマイナス579人と、コロナ前の水準に戻りつつあります。

人生の重要な意思決定に当たるこの年代において、戻らない、とどまらないという構造が固定していないか。ここを直視しなければならないと考えております。

また、こうした状況を踏まえると、この年代が県内で暮らし続けたいと思える環境づくりとともに、県外にいる同世代の方々にも移り住んでもらう取組を強化していく必要があると考えております。

そこで、お聞きします。

長野県への移住者を増やしていくためには、人生設計を支える住宅、雇用、子育て、キャリア形成など多分野を横断する総合的な移住支援が求められております。特に、人生の重要な意思決定期である20代後半層をターゲットとした移住の促進について、県の考えを中村企画振興

部長にお伺いいたします。

次に、本県の平均所得水準は、2024年のデータを見ると、長野県の平均所得は342万円、東京都は542万円と、およそ1.5倍もの差があります。この大きな格差が生じている背景には、企業規模と産業構造の違いがあります。まず、東京都には大企業の本社が集中しており、そもそも高い賃金を生み出す企業規模に大きな差があります。加えて、長野県は製造業の従業員数が多く、東京都は情報通信業が多いという産業構成の違いも見逃せません。一般的に、情報通信業は製造業よりも賃金水準が高い傾向にあり、結果としてこの産業構造の違いが平均所得の差として現れております。

こうした状況を踏まえると、地域で高い付加価値を生み出す産業をどれだけ育成できるかが若者が県内で働き続けられる経済基盤をつくる上で極めて重要だと考えます。

そこで、産業労働部長にお伺いいたします。

本県では、現在、AI、半導体、GX、水素関連技術、フードテックなどの成長分野への支援を進めていますが、これらの投資を若者の雇用創出や賃金水準の向上に結びつけていく考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、ここで強調したいのは、20代後半世代への重点施策であります。この世代は、結婚、出産の意思決定期であり、キャリアの方向性が定まる重要な時期であります。一度県外でキャリアが確立されれば、戻る可能性は大きく低下いたします。

若者の定住支援は、人生設計を支える総合戦略であるべきです。若者定着は、単なる人口対策ではありません。それは、県土の未来設計そのものであります。若者が、ここでキャリアを築ける、ここで家庭を持てると実感できる長野県を実現するために、町の機能強化、生活圏ネットワークの形成、安心して挑戦できる社会環境の整備など、県土のグランドデザインをどのように描いているのか。新田副知事にお伺いいたします。

信州未来共創戦略では、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりが取組の方向性として挙げられております。

若者から選ばれる長野県を実現するため、若者が夢に向かって挑戦できる県づくりに向けた知事の思いと県民に対するメッセージを阿部知事にお伺いいたします。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には20代後半層をターゲットとした移住促進について御質問をいただきました。

県では、移住施策のターゲットに、地域の未来を支える若者・子育て世代を据えています。

民間の調査では、20代から30代の地方移住者は、自然豊かな環境やゆとりある暮らしなど生活の質を重視する傾向が示されており、県でも、信州ならではのアウトドアやスポーツなど若

者の関心に応える移住セミナーの開催などに取り組んでいます。

一方、移住は人生の重要な転機であり、住まい、仕事、子育てなどの重要な事項についてもリアルな情報を余さず伝え、ミスマッチのない移住を進めたいところです。このため、雪との暮らしや住まい、やまほいく等の特色ある教育など、実際に経験している先輩移住者の話を聞ける移住セミナーの実施、暮らしと仕事を一体的に発信し、企業とのマッチングも行う移住イベントの開催、移住総合ウェブメディア「S u u H a a」による若者に向けた信州暮らしのリアルを伝える記事の配信、実際に県内を訪れ、地域の人とのつながりを体感していただく信州つなぐ物語(ストーリー)事業などに取り組んでいます。

このような取組をますます加速させ、引き続き若い世代のウェルビーイング向上につながるような移住を促進してまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には成長分野への投資を若者の雇用創出や賃金向上につなげていく考えはあるかについてお尋ねをいただきました。

本県では、これまで、航空機、医療、食品などを成長分野に位置づけ、企業の新規参入や事業拡大を支援してまいりました。その結果、各分野に参画する企業数や製造品出荷額などが着実に増加しており、一定の成果が生まれております。

また、成長分野に参入した企業では、付加価値率が高く、賃金水準の向上にもつながっているものと考えており、さらには、成長分野に参入したことにより、これまで採用がかなわなかった大卒理系人材の採用に結びついた例もあり、若者の雇用創出にもつながるものと期待しております。

こうした動きをさらに加速させるため、今年1月補正予算では、工業技術総合センターに、フードテック、水素、半導体など成長戦略分野に関連する機器を整備し、挑戦する企業を後押しする体制の整備を進めております。

あわせて、来年度は、信州大学を中心に、4月に設立された県や県内半導体企業が参画する信州半導体高度専門人材育成コンソーシアムを通じ、学生をはじめとする次世代の半導体人材の育成を図るなど、成長産業の裾野拡大と若者のキャリア形成支援にも取り組んでまいります。

加えて、今後検討を進める地域未来戦略に基づくクラスター形成においても、国の動きをしっかりと取り込みながら、県の強みを生かした成長期待分野の振興に取り組むことによって、県内企業の収益力や競争力の強化、雇用の創出、そして賃金上昇につながる取組を進め、県内産業の成長を支援してまいります。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） 私には若者の定着の観点からの県土のグランドデザイン策定について質問をいただきました。

若者世代の地域定着については、雇用や所得の確保といった経済面の安定にとどまらず、それが将来にわたり持続し、安心して暮らせる展望を持てる生活圏をつくり上げていくことが重要であると認識しております。

持続可能な生活圏であるためには、インフラはもとより、医療、交通、子育てなど基礎的な生活サービスへの安定的なアクセスが確保されていることが前提です。その上で、多様な価値観が生かせる働く場や出会い、交流、挑戦の機会が将来にわたり存在していることが重要であります。

人口減少が進む中、現状のままでは、こうした生活機能の維持が一層困難になることが懸念されております。県土のグランドデザインにおいては、人口減少下にあっても、若者世代や高齢世代までが将来にわたり安心して暮らし続けられる生活圏の姿を明確にすることとし、そのために、地域の課題を客観的に整理した上で、地域間の補完と連携により必要な機能を支えるコンパクト・アンド・ネットワークの視点を重視してまいります。具体的には、中核市など高度医療や高等教育、広域交通結節機能を担う基幹的な生活圏、通学、買物、地域医療など地域内で日常生活がおおむね完結する生活圏、周辺地域とサービスを補完し暮らしを支える小規模に分散される集落圏といった階層的な構造を地域の皆様と整理し、本県の地理的特性である分散型地域の強みを生かした県土の将来像を描いてまいります。

その未来像を県民の皆様と共有し、共に参画していただきながら実現していくことが、若者がこの地でキャリアを築き、家庭を持ち、人生の展望を描ける地域づくりにもつながるものと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には若者が夢に向かって挑戦できる県づくりに向けた思いと県民の皆様へのメッセージという御質問を頂戴いたしました。

未来をつくり、未来を担う若い世代の皆さんの活躍を心から願い、そのための環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

私も、昨年12月で65歳ということで、いわゆる高齢年齢という形になりましたが、最近、とみに若い人たちをうらやましいなというふうに思うようになりました。若い人たちは、やはり力がみなぎっている。そして、可能性を持っている。そうしたことからだというふうに思っています。

今、信州未来共創戦略に基づいて、多彩な県民の皆様方と力を合わせて、寛容な社会づくり、そして様々な価値観が尊重される、そうした長野県づくりに取り組んできているわけでありませけれども、教育や産業政策を通じて、さらには文化芸術、スポーツの振興等を通じて、いろいろな分野で若い人たちが挑戦できる、また、挑戦したくなる、そうした長野県を目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

県民の皆様方には、若い人たちの挑戦を温かく見守り、そして支えていただきたいというふうに思います。挑戦すると、やはり時には失敗することもあります、そうした失敗こそが次へつなげる貴重な財産にもなるというふうに思っています。こんなことは今までやったことがない、前例がないというネガティブな対応ではなくて、面白いね、やってみたらというような風土に長野県全体がなっていくことが重要だと思います。ぜひ県民の皆様方とそういう風土づくりに取り組んでいきたいと思ひますし、また、若い人たちには、信州の未来は若い皆さんの存在そのものだとすることをしっかりお伝えしていきたいなというふうに思っています。ありたい自分を目指し、ぜひ夢に向けて挑戦し続けていただきたいと思ひしております。

私たち県行政としても、若い世代の様々な挑戦をしっかりと応援していきたい。また、企業・団体をはじめ、様々な皆様方と若い世代を応援する。そういう思いをしっかりと共有していきたいと思ひしております。

人口減少の時代ではありますが、決して下を向くのではなく、未来を向いて、まさに一人一人の挑戦が社会を動かすということにつながっていくと思ひしております。若い人たちが夢に向かって挑戦できる長野県を目指して取り組んでいきたいと思ひしております。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）次に、薬物乱用防止の取組についてお伺いいたします。

近年、覚醒剤や大麻などの違法薬物に加え、いわゆる危険ドラッグや医薬品の不適切使用など薬物の乱用をめぐる状況は大きく変化、複雑化しております。

特に、大麻については、害が少ない、海外では合法化されているといった誤った情報がSNSを通じて若年層を中心に拡散し、薬物乱用に対する心理的ハードルが下がっていることが懸念されております。

今は、スマホを通じて簡単に薬物を入手できる現状があります。全国において、薬物事犯全体の検挙人員は、横ばいから微増傾向で推移しており、令和6年には1万4,040人と、依然として薬物問題が社会全体として解消されていない現状がうかがえます。

近年、特に深刻さを増しているのは大麻事犯であり、検挙人員は、平成27年の2,167人から、令和6年には6,342人と急増しております。検挙人員の72.5%が20歳代以下であり、そのうち

10歳代が24.8%を占めております。長野県においても29人が検挙され、10代はいないものの、20歳代は約半数を占めており、若年層への広がりが顕著であります。

大麻に限らず、特に懸念されているのが、薬物の10代、20代の若年層への広がりであります。地域において薬物に関する誤情報が広がる中、県としてこの状況をどのような課題認識を持っているのか。笹渕健康福祉部長にお伺いたします。

薬物乱用防止において最も重要なのは、最初の一步を踏み出させない予防であると考えます。学校現場における薬物乱用防止教育や、専門家、当事者の声を生かした実践的な学び、SNSを通じた薬物の誘い、入手の危険性を踏まえた教育、これらをどのように進めていくのか。また、今後どのように充実させていくのか。武田教育長にお伺いたします。

万が一薬物に関わってしまった場合でも、早期に相談し、立ち直れる環境づくりが不可欠であります。本人だけでなく、家族や周囲が相談できる体制について、現在の相談窓口をどのように周知しているのか。また、医療、福祉、警察との連携体制をどのように整備しているのか。お伺いたします。

次に、薬物乱用防止は、一過性の啓発ではなく、継続的に社会全体で取り組むべき課題であります。今後、若年層へのアプローチの強化、地域、学校、家庭、関係機関が一体となった体制づくり、新たな薬物や社会環境の変化への対応について県としてどのような方針で取り組んでいくのか、お伺いします。以上2点を笹渕健康福祉部長にお伺いたします。

次に、長野県の人材育成活用の方向性についてお伺いたします。

人口減少社会において、自治体の最大の資源は人であります。どのような人材がどのような専門性を持ち、どのような志を持って県政を担うか。そこにこそ長野県の未来がかかっています。

現在、本県は県土のグランドデザインの構築、産業構造の高度化、DX・GXの推進、山岳観光の持続可能性など、大きな構造転換期にあります。その転換を担うのは、制度ではなくて、人材であります。

従来の自治体人材は、複数部局を経験させながら行政全体を俯瞰できる総合調整型人材を育てるという考えの下、数年ごとのローテーションによる幅広い経験を重視してまいりました。ある意味合理的な仕組みであったと言えます。

しかし、今、行政課題は高度化、複雑化しております。

例えば、AI・データ活用を前提とした行政運営、GXや半導体など成長分野の産業政策、若者の定着を見据えた総合戦略、これらは、短期異動で担えるものではありません。専門性の蓄積なくして、戦略的な政策形成は困難であります。

本県の人材育成基本方針は、依然として組織が人を回す発想にとどまっていないでしょうか。

つまり、人を育てるより、人を配置することが優先されていませんか。ほかの自治体では、職員のキャリアデザインを重視した人事戦略を定めているところもあります。本県の人材育成基本方針においてキャリアデザインをどのように取り入れているのか、お伺いいたします。

近年、一部自治体では、新卒中心の終身雇用型の人事から脱却し、高度専門人材をイノベーション人材と位置づけ、戦略的に確保する動きが進んでいます。採用段階から発想を変え、専門性や実績を重視する選考へ転換する。さらに重要なのは、採用後の活躍環境であります。例えば、専門人材がその力を十分発揮できる配置、成果と専門性を評価する制度、挑戦を後押しする組織文化、これらが整って初めて人材は生きると考えます。

そこで、複雑・高度化する行政問題に対応するには、高い専門性を有する人材の確保も必要と考えられます。専門性を有する民間人材の活用はいかがか。お伺いいたします。

次に、職員一人一人が将来像を描き、専門性を磨き、それを組織が戦略的に支援する。いわゆるキャリアデザインを軸とした人事戦略を明確なビジョンとして示していくことが重要であります。

そこで、お伺いします。

デジタル、産業政策、観光戦略、財政、教育など、分野特化型のスペシャリストの中長期的な育成をすることについて見解をお伺いいたします。

これらの自治体は、職員が地域に飛び出し、コミュニティー活動や小規模事業の起業など、外部との接点を持つことで視野と実践力を高めることが必要だと考えています。現場感覚の醸成、課題発見能力の向上、政策への説得力の向上、そして職員自身の人生の充実という好循環を生み出すことが可能になると考えます。

本県にも「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」があることは承知しております。職員の副業・兼業をどのように位置づけているのか。また、制度の利用に向けた取組についてお伺いいたします。以上4点を須藤総務部長にお伺いいたします。

キャリアデザインを掲げても、評価制度が年功序列であれば、形骸化いたします。成果や専門性の蓄積をどのように評価し、人材をコストでなく投資として位置づけ、組織管理型から人材投資型へ転換することが求められます。

若者に夢を語る県政であるならば、まず県組織においても職員の挑戦を応援するような人材への投資を重視する組織に変わることが必要と考えますが、阿部知事の所見をお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には薬物乱用防止に関して3点お尋ねがございました。

初めに、薬物に関する誤った情報の拡散に対する課題認識についてでございます。

警察庁が公表している薬物情勢に関する資料によりますと、令和5年の一定期間に全国で検挙された大麻事犯者のうち、初めて大麻を使用した年齢が20歳代以下であった者が9割近くを占めたとのデータもあり、特に若年層の乱用拡大が懸念される状況です。

若年層に薬物が広がる要因の一つとして、SNS等を通じた誤った情報、特に、大麻には害がないなどという誤った情報が拡散されることが若年層の薬物に対する心理的ハードルを下げ、安易な乱用につながりかねないものと危惧しております。

こうした誤った情報に流されないためには、最新の知見や科学的根拠に基づき、薬物がもたらす体への深刻な影響や薬物依存のリスクについての正しい知識を、若年層を含めた全ての世代に分かりやすく繰り返し伝えていくことが最も重要であると考えております。

次に、相談窓口の周知と連携体制についてでございます。

薬物乱用の当事者やその家族が相談できる窓口として、県では、精神保健福祉センター及び保健福祉事務所に薬物乱用相談窓口を設置しており、県のホームページや街頭啓発活動、各種講習会等で周知しているところです。令和6年度は、全県で延べ48件の相談があり、その多くは当事者の家族からのもので、その中には、若年層の当事者に関するものもございました。こうした相談に対しましては、個別の相談内容に応じ、医療機関や自助グループにつなげることも行っております。

また、連携体制につきましては、薬物乱用対策推進協議会を設置し、薬物乱用に関する情報を県医師会や長野県精神保健福祉協議会、県警各課をはじめとする医療、福祉、警察等の関係機関と共有し、総合的な薬物乱用防止対策のための体制を整備しているところです。

最後に、今後の取組方針についてです。

県が取り組む薬物乱用防止対策は、大きく三つの柱、一つ目として未然防止のための啓発活動、二つ目として麻薬を取り扱う事業者等の監視指導と取締り、三つ目として薬物乱用当事者の再乱用防止対策がございます。

このうち、最も重要な柱である未然防止の取組として、薬物乱用防止啓発強化月間に行う街頭啓発活動や学校における薬物乱用防止教育、啓発資材の配付等に加え、最近では若い世代向けにSNS等をはじめとする各種メディアを利用した情報発信を行うなど、時代の変化に応じた様々な啓発活動を展開してきたところです。

しかしながら、薬物乱用をめぐる問題は、新しい薬物や乱用形態、多様な通信手段の登場などにより、時代とともに複雑化、多様化し続けており、これらの変化に対応した取組を行っていく必要があると認識しております。

県といたしましては、今後も様々な関係者の皆様と共に時代の変化を踏まえた効果的な取組を継続して推進することにより、県民の皆様の薬物乱用防止意識の高揚を図り、薬物乱用のな

い社会環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 学校現場における薬物乱用防止教育についてのお尋ねでございます。

現在、全ての小中高等学校において、保健体育の授業などで薬物乱用に関する学習を実施しております。特に、高校では、周囲からの誘いやSNSによる誤情報、甘い誘いなど、身近なリスクについても扱っているところでございます。

また、児童生徒が薬物乱用の危険性や有害性をより実感を持って理解できるように、健康福祉部の薬物乱用対策推進協議会と連携し、学校薬剤師、薬物乱用経験者、警察等による薬物乱用防止教室を開催し、正しい知識や薬物依存の怖さを伝えております。

中高生は、薬物乱用のリスクにさらされやすい一方、教育によってそのリスクを大きく低減できる年齢であることから、薬物乱用防止教育研修会での情報共有や外部講師の派遣を積極的に進め、生徒の薬物に対しての理解が深まるよう、今後も取り組んでまいります。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○**総務部長（須藤俊一君）** 私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、キャリアデザインをどのように取り入れているのかについてでございます。

社会環境が急速に変化する中、地域課題に的確に対応するためには、自ら学び、行動できる職員の育成が不可欠であり、職員一人一人が自らの役割や強みを自覚し、主体的に成長の方向性を描くキャリアデザインが重要でございます。

現在の長野県職員育成基本方針におきましては、一人一人の主体的なキャリア開発の支援、多様な成長機会の提供を取組の大きな柱の一つとし、キャリアデザインの取組の充実を図ることとしております。

具体的には、役割やライフステージの変化などの節目で今後のキャリアの方向性を考えるための研修の実施、職務経験等を振り返りながら将来に向けた計画を記載するキャリアデザインシートの作成と上司との面談での活用、キャリア形成に関する悩みや不安を相談できる窓口の設置などの取組を進めているところでございます。

引き続き職員が主体的にキャリアを考え、形成できるように支援してまいります。

次に、専門性を有する民間人材の活用についてでございます。

行政課題の複雑化、高度化が進む中、これまでも民間の専門人材の力を積極的に取り入れ、多様な視点と専門知識を県政運営に生かしてきたところでございます。

こうした中、地方公共団体の民間人材の活用に関しまして、令和5年3月の総務省の通知において、地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業に在籍したまま採用することは、

一般職の任期付職員制度において可能である旨が示されたところでもあります。こうした動きを踏まえ、本県でも、令和5年度以降、最新のデジタル技術や農産物の海外販路開拓に精通した人材を民間企業から任期付職員として受け入れ、デジタル化推進や海外戦略推進の担当参事として任用し、それぞれの現場で専門性を生かしながら施策の推進に取り組んでいただいております。

また、任期付職員以外にも、企業ガバナンス、コンプライアンスのスペシャリストを特別職、非常勤職員として任用し、組織運営の改善に向けた助言をいただくなど、県の組織内では得られにくい知見の獲得にもつながっております。

続いて、分野特化型のスペシャリストの育成についてであります。

複雑・高度化する行政課題に対応するためには、先ほど答弁させていただいた高度な専門性を有する民間人材の登用に加え、県職員の専門性向上も重要だというふうに考えております。これまでも、職員の強みや適性を踏まえた人事配置、異動サイクルの長期化、部局ごとの専門研修の実施など職員の専門性の向上に取り組んできたほか、令和3年度からは、DXの推進に向け、ICT関連の企画立案等を担うデジタル人材の採用試験を開始いたしました。また、昨年度からは、特定の政策領域に軸足を置きながらキャリアを重ね、専門性を高めていくことを目的とする人事制度、ジョブファミリー制度を、危機管理や観光スポーツなどの分野で先行的に開始し、現在、本格実施に向けた検討を進めております。

今後も、特定分野における政策課題に的確に対応できるよう、専門的な知識と能力を備え、施策を実現できる職員の育成に向けた取組を一層充実させてまいります。

4点目でございます。職員の副業・兼業に向けた取組についてでございます。

地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度は、職員が地域や社会に貢献する活動へ積極的に参加し、そこで得た知見やネットワークなどの学びを県政に生かす取組であり、県の職員育成基本方針におきまして、多様なキャリアや働き方を実現できる環境の構築に向けた取組として位置づけ、推進しているところでございます。

平成30年度の制度創設以降、これまで多くの職員が制度を活用して積極的に参加しております。参加した職員からは、異業種の方との交流を通じて、県民視点の行政サービスを意識するようになったなどの声が寄せられており、現場感覚や共感力の向上などの成果が認められるところでもあります。

今後は、職務遂行への支障や特別な利害関係の有無等に留意しつつ、制度のさらなる利用促進に向け、社会貢献活動の事例や成果を職員、職場に周知するなど参加しやすい環境を整えることで、引き続き自発的に地域に飛び出す県職員を積極的に応援してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には人材への投資を重視する組織への転換についての考えを問うという御質問をいただきました。

行政課題が複雑・高度化し、行政ニーズも多様化していく中で、こうした変化に的確に対応していくためには、志のある職員がモチベーションを持って仕事に取り組むことが大変重要だというふうに考えております。まさにそのこと自体が、仕事の成果に、県民の皆様方に貢献する組織につながっていく、直結するというふうに思っております。

従来、人事行政は、ある意味静態的なイメージで受け止められていたところがあると思えますけれども、県の行政の中では、まさに人材確保の部分は、民間や他の都道府県等と競争していかなければいけない分野でもありますし、また、職員にモチベーション高く活動してもらうためには、どのようなキャリアパスやどのような研修制度を用意していくかということが、選ばれる県になっていく上では極めて重要だというふうに思っております。そういう意味では、人材の確保育成の部分については、政策的な視点をしっかり持って取り組んでいくということが重要になってきていると思っております。

現在、職員・確保育成基本方針を策定中でございます。その中では、地域課題解決のプロフェッショナルを育成するということを基本理念に掲げていきたいというふうに思っています。これは、まさに御指摘がありましたように、組織のためというよりは、むしろ職員一人一人が自己実現していくことを応援していく組織に転換していくことが重要だという思いからでございます。ジョブファミリー制度など職員が主体的にキャリア形成ができる環境の整備、あるいは、資格取得に対する支援、大学院等就学支援の充実、国や民間企業等への派遣研修の充実、こうしたことに取り組むことを現在検討しているところでございます。

こうしたことを通じて人材への投資を着実に進め、職員一人一人のスキルの向上、そして自己実現をしっかりとサポートし、職員が情熱とやりがいを持って挑戦できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

薬物乱用防止については、高校生に対しては、薬剤師さんなどを学校へ入れてしっかりやっていくべきだというふうに思いますので、また委員会でお聞きしたいというふうに思います。

また、若者の定着については、知事から力強いメッセージをいただいたと思います。県民と共にこの長野県をつくっていくためには、ぜひとも皆様方と共に歩んでいきたいというふうに思いますので、今後の展開に期待をしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます

ございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後3時4分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

小林東一郎議員。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）初めに、地方財政対策と来年度当初予算案について伺います。

昨年12月24日の予算折衝終了後の会見で、林総務大臣は、地方財政の健全化に配慮しながら、地方自治体が住民のニーズに応えつつ、行政サービスを安定的に運営できるよう最大限の対応ができたと表明しています。

交付団体ベースでの一般財源総額は、前年度より3.7兆円、5.9%増の67兆5,078億円が確保されました。また、当分の間、税率の廃止や環境性能割の廃止による地方税等の減収額については地方特例交付金により全額が補填されます。その一方で、国はこの減収分7,000億円を一般会計から支出せず、特別会計に付け替えています。首相の言う「財政規律にも配慮」には、このようなからくりがあるようです。地財対策での一般財源確保への評価を知事に伺います。

県の来年度当初予算においても、実質的な一般財源は前年度よりも420億円、8.1%増の5,618億円になる見通しが示されています。知事自らが主導する政策の推進にも一定程度予算を振り向ける余裕が生じたのでは。予算案には、「未来を創る改革継続予算－社会の基本設計をアップデートする－」との副題が添えられていますが、社会の基本設計のアップデートとは具体的に何をどのように取り組まれることなのでしょうか。知事に伺います。

林総務大臣は、臨時財政対策債の発行額を引き続きゼロにした上で、臨時財政対策債償還基金費0.8兆円の創設によって地方財政の健全化に取り組むとされましたが、地財対策に示された臨時財政対策債償還基金費（仮称）の創設で臨財債分の県債残高の縮減加速は期待できるのでしょうか。

地財対策で示された普通交付税の算定費目、地域の元気創造事業費において、新たに価格転嫁分1,000億円程度が創設されましたが、来年度予算案での活用はどうなっていますか。また、行革努力分のうちラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定が廃止され、行革という名の人減らしからの転換が図られるようですが、今後の行財政改革の方向に影響はありますか。以上、総務部長に伺います。

昨年度、本年度共に110億円、来年度は105億円の赤字を見込む予算立てが続いています。このうち50億円を従前どおり効率的な予算執行で補うとされていますが、物価高騰や人件費の増加で不調に終わる入札がある状況下で、持続可能な方策と言えるでしょうか。また、決算ベースでの基金が大幅に減らなければオーケーというのが予算編成の基本的な考えのようにも読み取れます。インフレ局面にあった危うさはないのでしょうか。知事の見解を伺います。

昨年の9月定例会で、知事は、予算編成に向け、政策評価書を念頭に置き、特に総合的に取り組まなければならないような指標については私が責任を持って注意喚起していきたいと答えておられます。

知事の当初予算案への思いの一つに、しあわせ信州創造プラン3.0の着実な推進があるようですが、政策評価でDランクとなっている重点目標についてはどの程度の予算を計上し、いかなる施策展開を図ることで目標達成を目指していけますか。

以下2項目に限定して知事にお聞きします。

一つ目として、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」を柱とする出生数、婚姻数について。

二つ目として、「創造的で強靱な産業の発展を支援する」を柱とする県内出身学生のUターン就職率及び賃上げの観点からの県民一人当たり家計可処分所得について。

当初予算案では、脱炭素社会への転換を一層加速するとして、1月補正予算と当初予算案を合わせ63億円余が計上されています。しかし、4部門での温室効果ガス削減量は明らかにされていません。部門別の削減量をお聞きします。

また、県民の行動変容を促す事業が新規に予定されていますが、世界的な規模での対策の後退を憂慮する知事の発言が象徴するように、脱炭素に取り組む理念の共有では既に追いつかない状況にあるのではないですか。環境部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、地財対策の一般財源総額確保への評価という御質問でございます。

地方財政対策におきましては、一般財源総額が前年度を大幅に上回る水準で増額確保されました。我々地方の声にしっかり対応していただけたものというふうに思っております。物価高の反映に加え、人件費、社会保障関係費の増加、教育費の負担軽減に係る地方負担の増等が適切に措置されているものでありまして、地方が直面する課題への対応がなされたものと高く評価しているところでございます。

次に、社会の基本設計のアップデートとは具体的に何にどう取り組むのかという御質問でございます。

少し分かりにくい表現をしてしまったかもしれないと思っておりますが、この言い方につきましては、1月29日に日本記者クラブで行った講演等でも使わせていただいているところでございます。

戦後80年、高度経済成長期、あるいは人口増加期の我が国の発展を支えてきた社会の様々な基本設計、オペレーションシステム、例えば法律をはじめとする様々な制度や仕組みが制度疲労を起こしているのではないかと。また、政治家や公務員、国民が一生懸命取り組んでもなかなか社会が前進しているという感覚が持てない要因はこうしたことに起因しているのではないかとという問題意識を持っております。

そのため、過去の取組の延長線ではなく、例えば国と地方の役割分担や関係性の改革、さらには医療や交通といった社会的共通資本をめぐる根本的な制度改革に取り組むこと、いわゆる社会の基本設計を更新していくということが、我が国にとっても長野県にとっても重要なことであるというふうに考えております。

先ほど青木議員の御質問にお答え申し上げましたが、例えば税源の偏在是正、あるいは東京一極集中、これは、まさに地方税の在り方や地方財政の仕組みについて、これまでの発想にとられない検討が必要だというふうに思っております。また、小林君男議員の御質問にお答えした公共交通の分野でも、何度もここで申し上げておりますように、事業者の努力のみで維持存続させるという発想自体を変えていかなければいけないというふうに考えております。

こうしたことから、令和8年度当初予算案におきましても、こうした社会の基本設計を新しくしていくという視点を取り入れて予算を取りまとめさせていただいたところでございます。

例えば、教育においては、集権・画一的な教育から、分権的、個別最適な学びに転換していくということで、教育委員会にはTOCO-TON（トコトン）への支援や、小学校1年生における25人規模学級の導入を進めていただくことにしております。また、医療の分野では、政策医療について県として独自の上乗せ支援を行っていくこと。また、医師の最適な配置に向けて信州大学医学部とも連携して対応していくということで取組を始めたところでございます。

もとより、都道府県レベルでできることには限界もありますし、まだまだ本県としての取組も入り口段階だというふうに思っております。国等にも強く働きかけ、長野県、そして、日本が社会経済の大きな転換期を乗り越えて発展していくことができるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、インフレ局面における予算編成についての見解を問うという御質問でございます。

予算編成に当たりましては、歳入については税収見通しや地方財政対策を踏まえますととも

に、歳出につきましては、予算編成方針にも明記させていただいたように、賃金あるいは物価上昇を的確に反映することとさせていただいております。

特に、インフレ局面でございますことから、公共調達における価格転嫁をしっかりと受け止めていくことや、令和8年度中の人事委員会勧告に伴う給与改定に対応するための経費についても一定程度計上するなど、対応を行わせていただいたところでございます。

また、執行段階における実施方法の見直しや契約差金等の不用額の不執行の徹底等による歳出削減等、年度途中の収支差の改善についても併せて見込んでおります。こうした取組によりまして、近年は、一定の基金残高を確保することができており、健全な財政運営が維持されているものというふうに考えております。

今後とも、物価や賃金、金利の上昇に伴う人件費や公債費などの増加により厳しい財政運営が見込まれることから、引き続き予算編成過程における徹底した事業の見直しや年度中の効率的な予算執行などに努めることで持続可能な財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

3点目でございますが、政策評価を踏まえた予算編成と施策展開についてどの程度の予算計上でいかなる施策展開を図るのかという御質問でございます。

令和6年度を対象にしたしあわせ信州創造プラン3.0に係る主要目標の進捗区分の内訳は、A評価が半数を占めたものの、一層の取組が必要なD評価の指標が九つ存在しております。このうち、出生数、婚姻数に関しましては、予算額についてどこまで関連施策として拾うかということによっても変わってきますが、子供・子育てを社会全体で支える仕組みへの転換、それから若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり、この二つの観点から令和8年度当初予算の関連施策をピックアップいたしますと、高等学校等就学支援金を除いた場合に85億3,000万円余という形になっております。教育、子育てに関する経済的負担の軽減や若者施策の充実強化、ジェンダー主流化の推進等によりまして、目標達成に向け、長期的に粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

また、県内出身学生のUターン就職率につきましては、企業との出会いの場の確保や能力、スキルの最大化などを総合的に推進するため、令和8年度当初予算等の関連施策として約3億1,000万円余を計上させていただいております。

超売手市場であることを背景に、大都市部の大手企業を中心に就職活動がなされている状況を踏まえて、県内企業の魅力を再発見する取組を新たに始めるなど、県内企業を知る機会の提供や県内で暮らす、働く魅力の発信により、目標達成に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、県民一人当たり家計可処分所得の向上のうち、賃上げに関連する部分ではありますが、まず、持続的な賃上げ環境整備のため、令和8年度当初予算案では約10億円余を計上させていただいております。また、医療、介護、障害福祉分野に従事される方の賃上げに関連いたしま

しては、令和7年度、今年度の11月補正予算、それから1月補正予算におきまして、国の財源を活用して先行して60億6,000万円余を計上させていただいております。

家計可処分所得の向上に当たりましては、物価上昇を超える賃上げが重要だというふうに考えております。賃上げ原資を確保できる環境づくりのため、生産性向上に資する設備投資や人材育成に対する支援のほか、価格転嫁の促進など適正な取引環境の実現にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、臨時財政対策債償還基金費（仮称）についてでございます。

令和8年度地方財政対策では、地方財政の健全化をより一層進めるため、臨時財政対策債償還基金費（仮称）が計上されたところであり、本県でもこの措置に対応して臨財債残高の縮減を加速化させていく予定でございます。

また、臨財債の新規発行は2年続けてゼロとなりましたが、国に対しては引き続き特例的な措置である臨財債の廃止と償還財源の確実な確保を求めてまいります。

次に、価格転嫁分の活用についてでございます。

予算編成に当たりましては、実績を踏まえた適正な労務単価や資材価格等を考慮するなど、賃金、物価の状況を適切に予算額に反映し、公共調達における価格転嫁を図ったところがございます。具体的には、建築保全業務に係る委託料を増額したほか、経常事務費に最新の市場価格を反映する等、物価上昇等を踏まえた適切な予算計上に活用しております。

行革努力分の算定方法変更の影響についてでございますが、今回、地域の元気創造事業費の行革努力分のうち、ラスパイレス指数及び人件費、物件費、補助費等の経常的経費の削減率を用いた算定が廃止されたものというふうに認識しております。

交付税措置のいかにかわらず、行政経営資源が制約される中でも、複雑化、多様化する行政課題に的確に対応するためには、デジタル技術の積極活用など徹底した業務改革の取組が重要であります。これらの取組を通じまして行政サービスの維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）補正予算と当初予算案による部門別の削減量と理念の共有による県民の行動変容についてお尋ねをいただきました。

まず、部門別の削減量についてでございますが、例えば、補正予算で事業化しましたエネルギーコスト削減促進事業で温室効果ガス排出量約1万トン、省エネ家電等切換え緊急支援事業

で約7,000トン、当初予算案に計上しました住宅用太陽光発電設備やEVの導入支援事業で約1,000トンの削減を見込んでいただいております。

これらの県事業と国・市町村施策や民間セクターの取組も含めまして、単年度当たりで、運輸部門で県施策分の1万トンを含めまして約12万トン、家庭部門で県施策分約3万トンを含めまして21万トン、産業・業務部門で県施策分各4万トンを含めましてそれぞれ17万トンの削減を目指しております。

次に、理念の共有だけでは県民の行動変容は困難ではないかという点でございます。

当初予算案に計上しました2050ゼロカーボン県民行動促進事業は、現下の内外の社会情勢を踏まえまして、改めて「なぜ脱炭素化に取り組むのか」の理念を具体的な行動例とともに共有して行動の動機づけとするものでございまして、こうした理念の共有は極めて重要であると考えております。

一方で、理念の共有のみならず、事業活動温暖化対策計画書制度や本定例会に提出しております地球温暖化対策条例の改正案に盛り込んだ新築住宅のZEH水準適合義務化などの規制的手法、このほかに様々な補助事業やカーボンクレジット、国内で来年度から本格実施されます排出量取引などの経済的手法、こうした県のみならず国や市町村とも連携し、様々な手法を組み合わせて政策を遂行することも肝要であります。

このように、県としては、理念の共有とともに、様々な政策手法を用いて様々なセクターと共にさらなる排出量削減の実現を目指してまいり所存でございます。

以上でございます。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番（小林東一郎君）知事は、事あるごとに社会的共通資本に言及。豊かな社会に欠かせないものとして、言い換えれば、持続的な自治の推進に欠くべからざるものと定義しておられます。

温暖化の進行による地球環境の危機、人口減少による社会インフラ維持についての将来不安、就労人口の収縮に伴う自治体職員も含めた人材不足によって、社会的共通資本の3要素である自然環境、社会インフラ、制度資本という誰もが必要とする基盤が危機にさらされ、いかに再構築を図るのか。このことが、「社会の基本設計をアップデートする」に関わってくるのだと思います。

以下、四つの観点から持続可能な自治の在り方について伺ってまいります。

一つ目は、財政の観点から知事に伺います。

今回の総選挙では、主要政党の全てが消費減税を掲げました。今国会での首相の施政方針演説でも、食料品の消費税ゼロについては、給付付き税額控除を導入するまでの間、2年間に限

り赤字国債に頼らず実現を目指すとしており、国民会議での議論に委ねられていますが、消費減税は地方財政にも大きな影響を及ぼします。仮に財源不足を臨財債のような形で補填となれば、国と地方の在り方を著しくゆがませることになりますが、全国知事会長としてどのように行動されるお考えですか。

首相の積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動を行うとの断言に象徴されるように、量の大小でしか財政が語られず、財政が経済成長の手段としてしか認識されなくなっていると感じます。

施政方針演説でも、長年続いてきた過度な緊縮志向、未来への投資不足との表現がありました。他方、長期的な視点でいろいろな政策が強く求められる時代だと知事は言われています。財政の持つ意味をどのように認識され、財政運営に携わっていかれますか。

二つ目は、職員確保の観点から伺います。

自治体の人材難が厳しさを増しています。採用状況の逼迫、若手の離職、休職者の増加で稼働率低下の状況が生じていると指摘されています。本県においても、大卒程度の受験者はこの5年間でほぼ半減し、合格者の辞退率は30%超となっています。近年は、五つ、六つの自治体を掛け持ちでの受験が主流となっており、受験者全体で10万人台になっているとの指摘もあります。

来年度、新規で予定されている採用活動強化事業によって、県職を希望する学生をどの程度まで増やせると見込んでいますか。総務部長に伺います。

学生の自治体離れの背景には、給与体系が年寄り優遇と見られる処遇の問題、公務職場が楽しく働きたいという願望にマッチしているか、自分を育ててくれる職場なのかがあるとされ、退職理由、退職検討理由の上位には、組織が旧態依然のままでも変革が期待できそうにない。公務員を続ける意義を見いだせなくなった。異動先が不透明でキャリアパスの見通しが立たないがあり、処遇の問題を除き、かえるプロジェクトでの改善の観点とも一致するものばかりです。プロジェクトの取組をどのように加速していくお考えですか。知事に伺います。

三つ目は、担い手の観点から伺います。

現役世代の社会保障費の負担軽減の必要性についても総選挙において争点となりました。国民会議で税と社会保障改革についての議論が今後進められるようですが、負担軽減が社会保障そのものを切り下げることなのか。新たな財源を用意して水準を維持しようとするものなのか、判然としません。前者の方向に進むということなら、ケア負担は家族に、とりわけ女性に重くのしかかることとなります。ジェンダー主流化、あるいは寛容な社会づくりに重きを置いて県政運営に当たられている知事は、今後の社会保障の在り方について国に対しどのように働きかけていかれますか。

県民会議運営事業に来年度5,561万円が計上されています。県民会議の事務局は、総合政策課計画係の職員が、職専免を受けて、言わば二枚看板で担当しています。県民会議の発足から1年以上が経過しており、組織的な自立を促すためにも、事務局を県民会議に移管し、そこに運営費を支給する形態に改めるべきではありませんか。企画振興部長に伺います。

四つ目は、集約・効率化の観点から新田副知事に伺います。

生活圏のどこで、何が、いつ頃成立しにくくなるかを共有し、答えを決める前に選択が必要になる地点を可視化。議論の共通土台とするのが県土のグランドデザイン策定の趣旨とされています。賢く縮むための時間の共有こそが重要と思います。

秋田県では、本年度、持続可能な道路の維持管理の観点から、道路の集約・撤去について検討する県管理道路の今後の在り方検討事業が実施され、66路線463キロメートルをモデル路線として選定しています。

県土のグランドデザイン策定事業においても、道路等の社会インフラの畳み方から具体的な検討を始めるべきではありませんか。県土のグランドデザイン策定事業では、地域課題を客観的に可視化するデータの収集・分析が行われていますが、どのようなデータを収集し、分析されているのでしょうか。また、来年度は持続可能な生活圏の在り方について幅広い議論を行うとされていますが、策定の具体的な方向について有識者による検討を基に議論につなげていく手順が必要ではありませんか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問をいただきました。

まず、消費税減税に係る全国知事会長としての対応についてという御質問でございます。

消費税減税につきましては、今後国において議論が進められることというふうに受け止めております。

地方の減収に対しては、恒久的な代替財源の確保は不可欠でありまして、臨時財政対策債の発行で賄うなど、単に負担を将来に先送りするようなことがあってはならないというふうに考えております。

今後の国における議論をしっかりと見極めながら、地方の財政運営や安定的な行政サービスの提供に支障が生ずることがないように、必要に応じて全国知事会として恒久財源の確保について国に提言をしていきたいと考えています。

続きまして、財政の持つ意味の認識、どう財政運営を行っていくのかという御質問でございます。

我々長野県は様々な仕事を行っておりますが、そうしたものを支えているのが財政であります。そういう意味では、何よりも持続可能性をしっかりと確保していくということが重要だとい

うふうに思っております。一方、様々に社会経済環境は変化してまいりますので、一度決まったものをそのまま固定するということではなく、機動的に必要な施策にしっかりと予算を振り向け、メリハリのある予算編成に努めていくことが重要だというふうに思います。

県民の皆様方の暮らしをしっかりと支えていく、安定的な事業を守っていくという側面と、未来の成長をしっかりと取り込んでいくための未来への投資の両面を意識しながら対応していきたいというふうに思っております。引き続き、業務の効率化、投資的経費の重点化にも取り組みながら、健全な財政運営を維持できるように取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、かえるプロジェクトの取組を今後どう加速させるのかという御質問でございます。

実行2年目のかえるプロジェクトにつきましては、検討時からプロジェクトに関わっている職員たちからは、働き方、あるいは組織文化はよい方向に変わってきている。また、業務過多の状態は解消されてはいないけれども、今後の変化を期待しているという評価の声を聞いております。

ただ、その一方で、例えばオフィス改革は県庁舎から始まっているということもあり、現地機関の職員にとってはまだまだと感じる。あるいは、行政経営理念を常に自分のものとして業務を進めている職員はまだ少ないといったような声も聞かれており、この取組をしっかりと継続していくことが重要だというふうに思っております。

職員が何よりもやりがいを持って働ける組織風土にしていくということが重要でありますので、来年度は、行政経営理念を自分事化して行動を促していく取組を、マネジメント層だけではなく全ての職員に拡大して行っていきたいと考えております。また、現在策定を進めております職員確保・育成基本方針には、職員の専門性強化や多様な人材が活躍できる職場づくりなどを位置づけて、こうしたことに総合的に対応していきたいと思っております。

組織風土改革、これは取り組むべきことがたくさんございます。職員一人一人が行政経営理念に掲げたバリューをしっかりと実行していくことができ、また、県民の皆様方に県庁組織が真に役立つ組織となるよう、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、社会保障の在り方に関して、国に働きかけていくべきと考えるがどうかという御質問でございます。

現在、国におきましては、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、全世代型社会保障の構築に向けた改革を推進しているものというふうに承知しております。

将来にわたり必要なサービスを維持しつつ持続可能な制度としていくためには、単に給付と負担の在り方だけではなく、医療機関の役割分担と連携の推進、必要な人材の確保と処遇の改

善、デジタル技術を活用した負担軽減などによる生産性や質の向上も含め、幅広い視点での検討が必要だというふうに考えております。

全国知事会といたしましては、昨年、「2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言」を出させていただいておりますが、その中におきましては、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットとしての役割を決して損なうことのないよう十分留意した上で、持続可能性を高めるための制度見直しに取り組むことが不可欠であるという考え方を国への提言の中で示させていただいているところでございます。

引き続き、年齢、性別などを問わず、県民の皆様誰もが安心して暮らし続けられる制度の実現を働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）来年度予算案に計上しております採用活動強化事業費についてでございます。

県組織の持続的な運営に必要な人員を確保するため、採用試験の受験者の裾野を拡大することを目的とするものでございます。事業内容といたしましては、志望度の高い応募者を増やすことを目的とした県庁インターンシップの参加者に対する交通費、宿泊費の支給、ウェルカムバック採用の将来的な人材プールとすることを目的とした離職者との継続的な関係を維持するアルムナイネットワークの構築、職員として働く魅力をより効果的に発信するなどの採用広報の強化といったものが内容でございます。

この事業によりましてどの程度学生を増やせるかにつきましては、学生の志望動向は個々の事情や外部環境の影響も受けるため、事業効果を数値で正確に見込むことは現段階では難しいと考えております。しかしながら、受験者数が十分でなければ、必要となる人材の量、質が確保できないため、事業効果の見極めに当たりましては、受験者数の動向にも注視していくことが重要と認識しております。

本県の新卒を対象とした採用試験の受験者数は、コロナ禍以前、令和元年度以前はおおむね1,000人程度で推移してきておりましたが、令和7年度では約550人程度と減少してきております。このため、本事業を通じ、まずは受験者数を回復基調に乗せることを目標として取り組んでまいります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県民会議事務局の在り方について御質問をいただきました。

「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」では、民間の若者などから成る運営委員会で企画立案を行っています。委員会では、運営委員がイベントや広報を発案しており、

例えば、キャンプ場でたき火を囲みながら地域の教育・子育てについて考えるイベントなど、民間の方の柔軟な発想による企画を実現してきたところです。

一方、事務局は、運営委員会が検討した企画のサポートや事務処理などを行っており、現状では、そうしたノウハウや遂行能力を有する県職員が事務局を担うことが必要な段階と考えております。

将来の在り方については、県民会議の性質上、より参加者が自主的、主体的に関わることを望まれるため、こういった体制、運営方法が可能か、運営委員の皆様と共に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には集約・効率化の観点から、県土のグランドデザイン策定事業における社会インフラの畳み方の検討について御質問をいただきました。

人口減少や高齢化が進み、財源や担い手が限られてくる中、社会インフラの活用や維持管理の在り方を検討することは避けて通れない課題であると認識しております。

本県においても、橋梁など道路施設の集約、撤去については既に着手しているところであり、必要性が失われたインフラについては廃止すべきと考えておりますが、その際にも、地域の意見を十分にお聞きし、地域の将来像を踏まえて慎重に検討していく必要があると考えております。

県土のグランドデザインでは、初めからインフラを畳むという発想に立つのではなく、人口分布や、人流、物流、産業の立地状況が今後どのように変化していくのかを客観的に整理するところから始めたいと考えております。

また、しあわせ信州創造プラン3.0をはじめ県の各部局で取り組んでいる計画の取組や進捗状況も踏まえ、県土のグランドデザインでは、人の分布や生活圏の状況、産業の動向を起点として、道路などの各種インフラの役割も整理し、人口減少下における生活圏の在り方を描いてまいります。

次に、グランドデザイン策定におけるデータ分析状況と有識者活用について御質問をいただきました。

県土のグランドデザインの策定に当たっては、地域の現状や人口構造の変化、生活機能の維持可能性などについて客観的なデータに基づき整理、分析し、議論や検討の前提とすることとしております。

現在、人口分布の将来推計や年齢構成の変化、医療、商業、公共交通などの施設立地状況、災害リスクなどのデータの収集や整理を進めており、今後は、これらのデータを重ね合わせな

がら現状の生活圏の構造を把握するとともに、将来、生活サービスへのアクセスなど生活圏がどのように変化していくかについても分析していきたいと考えております。

まずはランドデザインの策定方針をお示ししなければならないと考えているところであり、収集した地域ごとのデータも共有しながら市町村の皆様と議論を始めたいと考えております。

その進め方については、有識者の意見を聞くことも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君） 県土のランドデザインにつきましては、やはり人口集中が進んでいく中で、これからの地域のありようというものを地域の皆さんにも入っていただきながらどうやってつくっていくのかということが非常に重要で、先ほどの賢く縮むための時間の共有、今後どうしていかなきゃいけないのかということをしつかりと話し合いを進めていながら、何年後にはこういうふうになっていくのはやむを得ないよねとか、その代わりにどういうことをしていきましょうかとかというようなことをしつかり皆さんで共有できる時間が必要なんだろうなと思います。

どういう方向で今後議論していくのかということがかなり明確になっていかないと、それも多方面に及ぶんだろうなと思いますけれども、その辺の方向性をお示しいただくのがまず重要だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、財政について知事に再度お聞きいたしますが、財源の標準化等が必要という答弁をいただいたわけでありましてけれども、私は財政の未来は再配分機能をきちんと発揮していくことにあると考えております。多分知事もそういうふうを考えておられるんじゃないかなというふうに思うんですが、一方で、首相は施政方針演説で地方自治体の取組を後押しするために政府予算の予測可能性を確保すると、こういうふう言及されています。このことは、政府の施策に自治体が従うべきとの方向性を示したことになるのではないかと私は危惧いたしているところでありますが、見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） お答えします。

まず、財政につきましては、御指摘のとおり、所得の再分配機能も当然有しているわけでありまして、そういう意味では、そうした機能は特に国の財政において役割が大きいと思います。そうしたことも念頭に置いて取り組んでいくということが重要だと思います。

また、予測可能性について、総理の施政方針演説等で示されている方向性というのは、補正予算に頼るのではないという方向性というふう受け止めております。我々都道府県、あるい

は市町村の施策は、国の補助金等に依存している部分が大変あるわけでありませけれども、一定程度予測可能性をお示しいただけることは我々の財政運営にとってもプラスになる部分があるというふうに考えております。

以上です。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番（小林東一郎君）今議会の議案説明で、教育長は、子供を主体とする学びへの転換のため、平準化されている教育の在り方やルールを見直す。そのために、全ての教員が使命感とプロ意識を持って業務に当たることができるように取り組むとされました。

以下、信州教育が目指す具体的な方向性を伺ってまいります。

本県では、2013年度に全国に先駆けて義務教育の全学年で30人規模学級が実現しました。その後、さらなる少人数学級の導入提言を続けてまいりましたが、来年度からは、小学校1年生で25人規模学級導入が予定されています。決断を大いに評価いたしますが、25人規模学級導入で何を指すのか、伺います。

また、学年1学級の小学校では、31人以上であっても導入しない方針で、対象校は20校に上るとのことですが、その理由を伺うとともに、該当の20校ではいかなる措置を講じ、導入校と同様のきめ細やかな指導を実現されますか。

今後予定されている義務標準法の改正により、2028年度には義務教育の全ての学年で30人規模学級になるのに併せ、小学校1年生にとどまらず、段階的に25人規模学級を実現していくべきと考えますが、いかがですか。

国補正で高等学校教育改革促進基金が創設され、都道府県に基金を設け、三つの類型に応じたパイロット校を選定。高校改革を先導する事業が始まります。パイロット校選定についての考え方を伺います。

また、地財対策においても、2026年度から31年度の事業期間で高等学校教育改革等推進事業債（仮称）の創設がされますが、どのように活用を図るお考えですか。

近年、公立学校教員採用選考志願者の減少が続いており、本県も例外ではありません。教育長が言われる「未来をつくる営み」である教育の現場が若い人から選ばれなくなっていることに、危惧を感じます。

県教育委員会は、昨年度、塩尻市を働き方改革推進エリアとして、教員の負担となる業務の見直し、改善策の導入等に取り組んでいますが、その成果と、本年度、実効性のある改革をどのように全県に広げてきているのか。お示してください。

あわせて、必ずしも学校や教員が担う必要がないと思われる業務について協働や分担を進めていくことが必要だとして、各地域における教員を支える取組を積極的に支援すると議案説明

で述べられましたが、具体的にどのような支援をされるのでしょうか。

学びの新たな当たり前をつくるためには、それぞれの学校現場で管理職が改革の方向性を定め、リーダーシップを発揮することが欠かせません。ところが、教頭志願者が減っていると聞いています。義務教育改革や特色ある県立高校づくりに向け、管理職の養成をどのように進めるお考えですか。ここまで教育長にお聞きします。

国は、市町村に、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を義務づけています。学校、教師が担う業務に関わる3分類を踏まえて業務の内容を見直せというものです。実施計画例が示されているものの、それは政令市を想定するもので、特に小規模町村では対応に苦慮していると聞いています。

県自治労が市町村の実務者を対象として実施した同計画についての実態調査結果によれば、学校と教師の業務の3分類のうち学校以外で担うべき業務とされた放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導されたときの対応については、対応困難・実施不可能と回答した市町村は23のうち12、学校徴収金の徴収管理については23のうち13が対応困難・実施不可能としています。人がいない。予算がない。これが市町村の実情であり、国が予算措置を講じる必要がありますが、国に対しどのように提言していかれますか。

茨城県の大井川知事は、教員を安定的に確保するために、臨時的任用教員1,700人を2032年度までに正規の教員に置き換えると表明しています。児童生徒と教員の信頼関係が構築できる、代替教員のスキルを上げるチャンスがつかれるがその事実です。

本県でも、かねてから臨時的任用教員の比率が高く、課題とされてきました。多様な子供に対応するための教員スキル向上のために、知事の決断で必要な財政措置を講じ、正規転換を図っていくべきですが、見解を伺います。

国は、教員を学びをデザインする高度専門職と位置づけていますが、それを保障する環境が整っていません。知事は、これまで、教員定数の基準などは、どちらかという低いレベルの保障になってしまっている。教員の数をどのようにしていくかといった直接予算に関係する事案について必要な予算づくりを知事として進めていきたいと本会議で答弁されてきました。

しかし、県独自の加配では限界があり、国加配も25人規模学級導入で使い果たしてしまっている。加えて、欠員対策のために県単独で正規の教員を配置しなければ立ち行かない事態が生じているのが本県の実情です。

学びをデザインする高度専門職としての教員の在り方を担保するための教員増員の実現を標準法の改正によって国に求めていく意思をお持ちでしょうか。

以上、知事に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 信州教育について5点質問をいただきました。

まず、小学校1年生の25人規模学級の導入目的と学年1学級への対応についてでございます。

小学校1年生に25人規模学級を導入することで、学習面や生活面での支援をより丁寧に行うことができるなど、児童一人一人の実態に即した関わりが可能となります。特に、小学校1年生は環境の変化に伴う不適応等を生じやすい時期であることから、早期の気づきや初期支援につなげることができることを目的としております。

一方、1学年児童数が31人から35人の学校に本事業を適用した場合、1学級当たりの児童数は15から18人となり、学校現場からは、この規模では社会性や協働性が育てにくいのではないかという声があり、こうした点を踏まえ、1学年の児童数が31人から35人の学校は学年1学級としたところでございます。なお、これらの導入対象とならない学級に対しては、学習習慣形成支援のための非常勤教員を加配措置し、個に応じたきめ細やかな支援を行ってまいりる予定でございます。

続きまして、段階的な25人規模学級の実施についてでございます。

県教育委員会といたしましては、一人一人に応じた教育を推進するため、子供の発達段階を考慮し、まず小学校1年生における指導の在り方が重要であると考えております。このため、来年度から、小学校1年生に25人規模学級を導入し、児童の学びへの支援やカリキュラム研究を行いながら、生活習慣や学習基盤の形成を確かなものにしていくことを優先してまいりる所存でございます。

その上で、導入した学校の子供たちの様子や現場の教員の声等を聞くなど、その効果の検証をしながら、発達段階に応じた学級規模について研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、パイロット校選定についての考え方についてでございます。

選定に当たっては、労働人口の減少、AIやDX等の進展による産業構造の変化といった人材育成上の課題に鑑み、国が示した3類型に即して、まずは県として早急に取り組むべき課題と目標を設定いたします。その上で、中山間地が多く県土が広いという地理的条件等も考慮しながら、効果的に改革を先導し得る学校をパイロット校として選定していく予定でございます。また、課題設定やパイロット校選定を含む事業全体を進めていく際には、地域や産業界、知事部局等と十分に連携協働して取り組んでまいります。

また、高等学校教育改革等推進事業債の活用についてでございますが、本事業債は、国が本年2月13日に策定した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、来年度中に都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画に基づいて実施する事業が対象とされております。

具体的には、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化及び

地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備が対象となることから、現在、県立高等学校全体で進めている特色化の推進やパイロット校での取組、成果の普及等において積極的な活用を検討してまいります。

続きまして、塩尻市の取組成果と今後の全県展開、教員を支える取組の支援についてでございます。

県教育委員会では、塩尻市をモデルとして継続的に学校訪問し、働き方改革の進め方について専門家の知見を交えながら支援してきたところでございます。

塩尻市は、登校した児童を見守る地域ボランティアとの連携や5時間授業日の充実、自動採点システムの導入などの取組を進めることにより、教職員の負担軽減が図られたものと認識しております。

県教育委員会では、得られた成果や好事例を働き方改革シェアミーティングや各市町村教育委員会及び学校に定期配信する「はたらきかた改革通信」を通じて発信しており、その取組が広がってきているところでございます。

また、学校業務の協働・分担においては、令和7年9月の子どもの学びをトコトン支える県民の会の共同宣言等で機運醸成を図ってきたところでございます。

今後は、学校現場が業務を地域に委ねることについて前向きに検討できる意識の醸成や、県・市町村教育委員会の伴走支援、スキル向上が重要であると考えております。そのため、文部科学省の学校における働き方改革支援事業を活用し、教職員向けに業務の棚卸しや優先度づけを行うワークショップを実施し、県と長野市、松本市、塩尻市及び南箕輪村の各教育委員会がその実行を伴走支援する取組を進めてまいります。

今後は、県教育委員会の指導主事等が直接学校に出向き、各校における働き方改革が実装できるよう、ワークショップ等を取り入れた伴走型の支援を実施してまいります。

最後に、学校改革に向けた管理職の養成についてでございます。

議員御指摘のとおり、子供主体の学びの実現に向けた学校改革を進めるためには、明確なビジョンを示し、その達成に向けて学校を運営するリーダーが必要でございます。一方で、昇任適齢期にある40代の教職員が少ないことや教頭職の多忙化等を背景に、教頭の志願者が減少しており、喫緊の課題であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、管理職としての資質を高められるよう、ウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）などへの改革に取り組む学校への教員配置を促進するとともに、幅広い校種、学校規模、研修機関等への異動を進め、多様な経験を積めるようにしているところでございます。

また、教頭業務の軽減化や分業化を進めるため、教員以外の人材活用を図り、教頭職への魅

力を高めることで、教頭の志願者を増やし、管理職としての質の向上が図られるよう、市町村教育委員会や学校と連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には教育行政に関連して3点御質問をいただきました。

まず、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の実施について、国への予算措置を求めていく必要があるのではないかと御質問でございます。

私も、子どもの学びをトコトン支える県民の会に参加させていただき、まさにその場で国が示している学校と教師の業務の3分類について参加された皆さんと意見交換をさせていただいたところでございます。

私がどういう思いでそこで皆さんのお話を伺っていたかと申しますと、まさにこうした取組こそが自治の原点だと。国から言われたことをそのまま唯々諾々とやるのではなく、県内でもやはり状況が違うわけでありますので、まさにこうした対話をどんどん広げていくことが重要だと思いながら参加させていただいたところでございます。

教員の皆さんの業務量をどう少なくしていくかということは、国全体の共通課題でありますし、我々としてもしっかり取り組んでいくということが重要だと思っております。ただ、それぞれの地域、それぞれの特徴があり、また、独自の課題もありますので、まずはそれぞれの地域、学校がどうやって業務を削減していくのか取組を進めていっていただくことが重要ではないかというふうに思っておりますし、そうした地域の取組を応援していきたいと思っております。

教育委員会の皆さんと一緒に、私も学校現場の声、課題や悩みに真摯に向き合っていきたいというふうに思っております。

私が横浜市にいたときに、横浜市の職員と長野県内の小規模町村の職員が交流をしていたときに感じたことは、同じ仕事でも、まさに御質問にあったように、政令指定都市での取り組み方と町村の取り組み方は全く違います。どちらがよくてどちらが悪いということではなくて、町村の職員が横浜市に行って仕事の仕方の違いにすごく感動しておりましたし、また、横浜から来た職員は、本当に小さな町村で一人一人の職員が頑張っただけで対応している、駐車場の案内までしているということに感動しておりました。

そうした意味では、やはりそれぞれの地域で、まさに学校が行わない仕事をどうやっていくかということを中心にしてしっかり考えていただくことが重要だというふうに思っております。

学校現場や市町村では対応できない共通の課題が出てきたような場合には、我々県としても対応を考えなければいけないというふうに思いますし、また、必要があれば国に対しても働き

かけていきたいと考えております。

続きまして、財政措置を講じて教員の正規転換を図っていくべきではないかという御質問でございます。

予算上の制約で正規転換を遅らせる、阻むという発想は全くないということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

短期的に正規教員を増やしていくということになると、教員採用試験の倍率が低下して、教員の質の担保という点でリスクがあるということ、また、年齢構成のバランスが偏ってしまうと学校運営に支障が生じる可能性があるといったようなことで、一気に正規化していくことはなかなかいろいろな課題があるというふうに受け止めております。

こうしたことから、県教育委員会におきましては、新規採用者数を計画的に増やしてきております。今年度の採用者数は398名ということで、これは10年前の1.6倍という状況でございます。このように徐々に正規率を上げていくということが一定の合理性があるものというふうに思っておりますし、例えば、任期付任用制度の活用を進めていくことも必要だというふうに私は思っておりますが、そうした取組も進めていただいているというふうに伺っております。

このままの採用数を維持していくことができれば、定年延長が終了する6年後には正規教員の割合が約9割、10年後には約95%になるというシミュレーションを教育委員会において行っているというふうに伺っております。こうした中長期的な見通しを踏まえ、教育水準を維持しながら計画的に正規教員の割合を高めていってほしいと考えております。

最後に、国の標準法の改正を求めていくべきと考えるがどうかという御質問でございます。

本県におきましては、国の40人以下学級に先んじて35人以下学級を平成14年から実施して、順次拡大してまいりました。学級規模を小さくすることで、授業が分かるという児童生徒の数が増加し、また、先生が自分のよいところを認めてくれているというふうに感じる生徒の割合も増えてくるなど一定の成果があるというふうに受け止めております。

今後、教員が専門性を十分に発揮して教育をさらに充実させていくためには、私としても、教員の数を増やしていくこと、学級の規模を小さくしていくことは必要だというふうに考えております。今後も、教育委員会と十分に意思疎通を図らせていただきながら、必要に応じてこの義務標準法の改正について国に要望していきたいと考えております。

以上です。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番（小林東一郎君）今、知事から学びの改革県民会議、これは自治の原点を表しているのではないかというような答弁をいただいたところであります。

私も日程が合えば傍聴させていただいておりますが、やはりそこで出てくる意見というのは、

現場のものに即して、こういうものが必要だと、どういうことをやっていけば変えていけるのかという真摯な議論がされているというふうに思っております。

教員の業務をいかに地域に出していくかということが今後大きな課題となっていくと思えますけれども、そこでキーを握っているのは、信州型コミュニティスクール、これをいかに活用していくか。

私の学校でも信州型コミュニティスクールを実施しておりますが、かつては年に2回、今は1回になってしまいましたが、運動会に合わせて学校の周囲の草刈りをやると、そのぐらいの活動にとどまっております。そういったものを今後どのように変えていくのか。学校によっては地域の方にたくさん学校の中に入ってきていただいているところもある。そういうところを参考にしていきながら、そういったコミュニティスクールのありようを今後検討していただきたいというふうに思います。

教員の確保は非常に重要な問題でありまして、学びをデザインする高度な専門職、こういうふうに国が位置づけているのであれば、学校に余裕を持たせていかなければいけない。あるいは、教職を志望している人が教員になることをためらうというようなことがあってはならない。そういう方向の……

○議長（依田明善君）小林東一郎議員に申し上げます。申合せの時間が経過いたしましたので発言を終了願います。

○45番（小林東一郎君）改善がなされていくことを強く期待いたしまして、質問といたします。

○議長（依田明善君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和8年3月2日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

令和8年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第77号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第9号）案

第78号 公園施設の利用の制限に伴う損失費用の負担について

〔議案等の部「1議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加いたします。

本案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、事件案1件及び令和7年度一般会計補正予算案です。

事件案は、「公園施設の利用の制限に伴う損失費用の負担について」であります。

昨年10月、松本平広域公園総合球技場において、照明用架台の鋼材の一部がスタンドに落下したことに伴い、利用者の安全確保のため、県が施設利用を制限した結果、株式会社松本山雅が開催を予定していたJリーグ公式戦4試合の会場が変更となり、同社に経済的な損失が発生しました。

今回の損失は県の利用制限に起因するものの、当該措置は施設管理者として条例に基づき実施した正当な行政行為であります。また、本事象は予見することが困難なものであり、県及び株式会社松本山雅の双方に責めに帰すべき事由がないことから、協議の結果、負担の公平性を図るため、同社との間に長期安定的な利用関係が存在していたこと等を総合的に勘案し、会場変更に伴い当然に発生すると認められる経費及びシーズンパスの返金等に要した経費の2分の1について、和解により県が負担しようとするものであります。

補正予算案は、この和解内容を履行するための費用を計上したものであり、財源として地方譲与税を見込んでおります。

本年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと、1兆1,123億5,018万3千円となります。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、本案につき質疑をいたします。

大畑俊隆議員、高島陽子議員から質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

最初に、大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、大畑俊隆です。追加議案に対し、会派を代表して質疑を行います。

今回提出された議案は、松本平広域公園総合球技場において発生した照明用架台の鋼材の落下という事象に端を発しています。公園施設における部材落下は、利用者の安全に直結する極めて重大な問題であり、県が速やかに利用制限を行ったこと自体は、安全確保の観点からやむを得ない判断であったと受け止めております。

一方で、その利用制限の結果として、同球技場を主たる活動拠点とする松本山雅は、予定していたホームゲーム4試合の会場変更を余儀なくされ、大きな経済的な損失が生じたとのことであります。

県の説明によれば、今回の鋼材落下は予見困難であり、県、松本山雅双方に責めに帰すべき事由がないとされています。また、県が行った利用制限についても、条例に基づく正当な行政行為であると整理されております。

その上で、双方の責めに帰すべき事由がないことから、協議の結果、負担の公平性を図るため、長年にわたり同球技場を年間計画に基づいて安定的に利用してきた実績などを考慮し、会場変更に伴い当然に発生すると認められる経費と、シーズンパスの返金及び返金に要した経費の2分の1を県が負担することで合意が得られたとのことです。

しかしながら、今回の議案は、県が管理する公共施設で事故が発生した場合に県はどの範囲まで責任を負うのか、県に法的な責任がないとしながら特定企業の損失を公金で補填する判断が妥当であるのかといった論点を含んでおります。特に、県が示したとおり、法的責任がないとしつつ、損失の一部を公費で負担することについて、その判断の妥当性は県民の理解を得る上で不可欠であります。

以上の観点から、栗林建設部長に以下2点伺います。

本事象は予見困難であり、県及び松本山雅の双方に責めに帰すべき事由がないことから、協議の結果、県が松本山雅の損失の一部を負担することとしています。県に法的な責任がないと結論づけた理由について伺います。

また、今回、法的な責任が生じないにもかかわらず県が松本山雅の損失の一部を負担することについての見解を伺います。

以上であります。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 2点質問をいただきました。

最初に、県に法的責任がないと結論づけた理由についてのお尋ねです。

県は、建築構造の専門家による検討会からの意見を踏まえ、今回の事象は発生が極めてまれで、法令上も想定していない事象であり、予見することが困難であったこと。また、施設の設計、施工、管理のいずれにも、技術的、法令的な問題はなかったとしたことから、県の管理に法的な過失はないと考えております。

また、県が行った利用制限につきましては、施設管理者としての安全配慮義務を果たすという合理的な理由があり、利用者の安全と保護という公益目的のある長野県都市公園条例に基づく適法な行為でした。

これらから、県の管理に法的な過失がなく、また、利用制限も適法な行為であるため、県に法的な責任が生じるものではないと考えておりまして、これにつきましては松本山雅の同意も得ております。

次に、県が松本山雅の損失の一部を負担することとしたことに対する見解についてのお尋ねです。

松本山雅は、2012年にJリーグ加盟以降、長年同リーグ公式試合のホームスタジアムとしてアルウィンを年間契約に基づき利用しておりました。本事象は予見することが困難なものであり、県及び松本山雅の双方に責めに帰すべき事由がないことから、損失の負担について両者で協議を行いました。その協議の結果、負担の公平性を図るため、松本山雅が施設利用に関して県と長期安定的な利用関係にあったことや、その活動が地域に大きく貢献していること、また、今回の損失が同社の経営に影響を及ぼす金額であることなどを総合的に勘案し、県が損失の一部を負担しようとするものであります。

以上です。

○議長（依田明善君）次に、高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）県のプロサッカーチームである松本山雅FCが、ホームスタジアムである松本平広域公園総合球技場「サンプロアルウィン」において公式戦を行うために長野県と契約を結んでいたことを踏まえ、栗林建設部長に質問します。

施設内の部材落下によって、安全確認や修繕、原状回復のために県が直ちに利用を制限した

事実があり、一方で、松本山雅FCは、年間計画に従った試合日程を進めてきたところが、ホームスタジアムにおけるゲームを直前にキャンセルしなければならず、代替会場の確保に迫られたのが痛手だったことは間違いありません。

アルウィンには、長野県が所有し、指定管理者が運営しています。松本山雅FCはそこをホームスタジアムとして登録しており、これにより、県とクラブの間に興行、公式戦を継続的に行う前提の信頼関係と契約関係が成り立ち、現在に至ります。

今回の決着について、使用する側の権利や説明責任の視点は欠かせないと考えます。松本山雅FCが属する組織においては、単なる1回ごとの貸出しではなく、Jリーグのライセンス基準を満たすためのホームスタジアムとしての使用に関する合意・契約も存在するので、言わば大家とテナントの関係において、年間を通じてホームゲームを開催できることの保障を得る必要があります。長野県と松本山雅FCとの間で公式戦の開催や優先的な利用に関する合意が継続的に交わされてきた背景があります。

このたび、県は、協議を経て損失費用の負担を決定されたとのことですが、株式会社松本山雅との協議の結果、損失の一部として県が2,400万円余を負担することとしていますが、金額の積算根拠と妥当性について伺います。

ところで、所有者の責任という点で問うなら、スタジアムは長野県の所有物であるから、その構造物が落下したことで直ちに施設使用が不可能になった。つまり、施設の不備により使用中止に至ったから工作物責任の検討の可能性もあったのではないかと考えます。しかしながら、今回は、金属疲労の不可抗力性や予見することが困難であるなど、県と株式会社松本山雅双方に責任はないものとしています。

突発的なアクシデントにより、松本山雅FCが経営的、経済的、また心理的なダメージを負ったけれど、県は両者の負担の公平性を図るためとの理由で損失負担を行うとの判断で整理されました。

今回は、双方の歩み寄りで見定められたと理解しますが、使用上でのリスク対応とか権利関係などの決め事や根拠となる規定などはなかったのだろうかとの思いに至り、お聞きします。

このたびは、県の言う和解という形での株式会社松本山雅との合意となりましたが、これまでこうしたリスクに対して県と株式会社松本山雅ではどういった取決めがなされていたのでしょうか。

最後に、今回の鋼材落下により多くの県民が不安を感じたと思われそうですが、原因分析と対応について伺います。また、県民や松本山雅ファンに松本平広域公園総合球技場を安心して利用してもらうための県の取組について伺いまして、質疑といたします。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 3点質問をいただきました。

県の負担額の積算根拠と妥当性についてのお尋ねでございます。

まず、県の負担額は、その積算の根拠を、会場変更に伴い当然に発生すると認められる経費とシーズンパスの返金に関する経費のうち、提出された資料などで事実関係が確認できるものに限定しております。また、負担の公平性を図るため、負担率は2分の1としております。

具体的に会場変更に伴い当然に発生すると認められる経費につきましては、アルウィンで開催した場合でも発生する経費を除き、選手、スタッフの移動費や看板等資機材の運搬費など1,878万2,232円としております。

また、シーズンパスは、サンプロアルウィンで年間予定されている全試合を観戦できることを条件に販売しているものであり、今回、会場変更によりその試合数が減ったことで返金が生じました。その返金に関連した経費は、会場変更による免責条項が定められていないことから、負担の対象とし、シーズンパスの所有者が返金を求めない金額を除いた2,954万3,504円としております。最終的にこれらの合計の2分の1である2,416万2,868円を県負担額といたしました。この金額は、会場変更に伴うやむを得ない支出の積み上げであり、妥当なものと考えております。

次に、県と松本山雅との取決めについてのお尋ねです。

今回の事象は、発生が極めてまれで、法令上も想定していないもので、予見することが困難であり、双方の責めに帰すべき事由がない例外的なものでありました。

県と松本山雅は、ホームスタジアムに関する確認書と、その取扱いを明確にすることを目的とした覚書を締結しており、その覚書において定めのない事項については、双方が協議して定めることとしておりました。このため、今回はこの覚書に基づいて松本山雅と協議を行い、解決を図ったものであります。

最後に、鋼材落下の原因分析とその対応についてのお尋ねであります。

県といたしましては、鋼材落下の原因を金属の疲労破壊と特定し、この疲労破壊は、長年風などの力が繰り返し加わったことによるものと推定しております。

このため、対策といたしましては、単なる原形復旧のみならず、風による振動を抑制し、強度を高める補強工事を類似部材も含めて実施したことでこれまで以上の安全性を確保しており、安心して御利用いただける状態となっております。

加えて、より快適に御利用いただけるよう、通路幅や座席の幅を広くする座席の改修工事にも取り組んでいるところであります。こうした取組により、さらに安全で快適な松本平広域公園総合競技場「サンプロアルウィン」となります。

引き続き、様々なツールを用いた情報発信なども行いながら、より多くの皆様に安心して御利用いただけるサンプルアルウィンとなるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（依田明善君）以上で第77号の予算案及び第78号の事件案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、第77号の予算案及び第78号の事件案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る11月定例会後、県議会に対して陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「5 陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運の醸成
に関する決議案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

萩原清丸山栄一

賛成者

| | | |
|---------|-----------|---------|
| 高 島 陽 子 | 服 部 宏 昭 | 佐々木 祥 二 |
| 風 間 辰 一 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |
| 小 池 清 | 山 岸 喜 昭 | 堀 内 孝 人 |
| 酒 井 茂 | 共 田 武 史 | 寺 沢 功 希 |
| 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦 | 竹 内 正 美 |
| 丸 茂 岳 人 | 大 井 岳 夫 | 山 田 英 喜 |
| 向 山 賢 悟 | 早 川 大 地 | 垣 内 将 邦 |
| 青 木 崇 | 小 林 東 一 郎 | 荒 井 武 志 |
| 埋 橋 茂 人 | 続 木 幹 夫 | 花 岡 賢 一 |
| 望 月 義 寿 | 佐 藤 千 枝 | 丸 山 寿 子 |
| 竹 村 直 子 | 小 林 陽 子 | 林 和 明 |
| 小 山 仁 志 | 小 池 久 長 | 百 瀬 智 之 |
| 清 水 正 康 | 小 林 あ や | 奥 村 健 仁 |
| グレート無茶 | 清 水 純 子 | 川 上 信 彦 |
| 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行 | 勝 山 秀 夫 |
| 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子 | 両 角 友 成 |
| 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英 | 宮 澤 敏 文 |
| 小 林 君 男 | | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

聴覚障害の認定に係る制度の見直しを求める意見書案提
出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二

賛 成 者

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 小 林 東 一 郎 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清 |
| 風 間 辰 一 | 西 沢 正 隆 | 宮 本 衡 司 |
| 小 池 清 | 丸 山 栄 一 | 山 岸 喜 昭 |
| 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂 | 共 田 武 史 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 寺 | 沢 | 功 | 希 | 大 | 畑 | 俊 | 隆 | 宮 | 下 | 克 | 彦 |
| 竹 | 内 | 正 | 美 | 丸 | 茂 | 岳 | 人 | 大 | 井 | 岳 | 夫 |
| 山 | 田 | 英 | 喜 | 向 | 山 | 賢 | 悟 | 早 | 川 | 大 | 地 |
| 垣 | 内 | 将 | 邦 | 青 | 木 | | 崇 | 荒 | 井 | 武 | 志 |
| 高 | 島 | 陽 | 子 | 埋 | 橋 | 茂 | 人 | 続 | 木 | 幹 | 夫 |
| 花 | 岡 | 賢 | 一 | 望 | 月 | 義 | 寿 | 佐 | 藤 | 千 | 枝 |
| 丸 | 山 | 寿 | 子 | 竹 | 村 | 直 | 子 | 小 | 林 | 陽 | 子 |
| 林 | | 和 | 明 | 小 | 山 | 仁 | 志 | 小 | 池 | 久 | 長 |
| 百 | 瀬 | 智 | 之 | 清 | 水 | 正 | 康 | 小 | 林 | あ | や |
| 奥 | 村 | 健 | 仁 | グ | レー | ト | 無 | 清 | 水 | 純 | 子 |
| 川 | 上 | 信 | 彦 | 加 | 藤 | 康 | 治 | 勝 | 野 | 智 | 行 |
| 勝 | 山 | 秀 | 夫 | 毛 | 利 | 栄 | 子 | 和 | 田 | 明 | 子 |
| 両 | 角 | 友 | 成 | 山 | 口 | 典 | 久 | 藤 | 岡 | 義 | 英 |
| 宮 | 澤 | 敏 | 文 | 小 | 林 | 君 | 男 | | | | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組の更なる推進を求める意見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 佐々木 | 祥二 | 小林 | 東一郎 | 小山 | 仁志 |
| 清水 | 純子 | 毛利 | 栄子 | | |

賛成者

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 丸山 | 栄一 | 服部 | 宏昭 | 萩原 | 清 |
| 風間 | 辰一 | 西沢 | 正隆 | 宮本 | 衡司 |
| 小池 | 清 | 山岸 | 喜昭 | 堀内 | 孝人 |
| 酒井 | 茂 | 共田 | 武史 | 寺沢 | 功希 |
| 大畑 | 俊隆 | 宮下 | 克彦 | 竹内 | 正美 |
| 丸茂 | 岳人 | 大井 | 岳夫 | 山田 | 英喜 |
| 向山 | 賢悟 | 早川 | 大地 | 垣内 | 将邦 |

| | | | | | |
|----|----|----|----|------|----|
| 青木 | 崇 | 荒井 | 武志 | 高島 | 陽子 |
| 埋橋 | 茂人 | 続木 | 幹夫 | 花岡 | 賢一 |
| 望月 | 義寿 | 佐藤 | 千枝 | 丸山 | 寿子 |
| 竹村 | 直子 | 小林 | 陽子 | 林 | 和明 |
| 小池 | 久長 | 百瀬 | 智之 | 清水 | 正康 |
| 小林 | あや | 奥村 | 健仁 | グレート | 無茶 |
| 川上 | 信彦 | 加藤 | 康治 | 勝野 | 智行 |
| 勝山 | 秀夫 | 和田 | 明子 | 両角 | 友成 |
| 山口 | 典久 | 藤岡 | 義英 | 宮澤 | 敏文 |
| 小林 | 君男 | | | | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

県立高校の再編・整備に伴う財政支援の強化を求める意
見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二

賛成者

| | | | | | |
|----|-----|----|----|----|----|
| 小林 | 東一郎 | 服部 | 宏昭 | 萩原 | 清 |
| 風間 | 辰一 | 西沢 | 正隆 | 宮本 | 衡司 |
| 小池 | 清 | 丸山 | 栄一 | 山岸 | 喜昭 |
| 堀内 | 孝人 | 酒井 | 茂 | 共田 | 武史 |
| 寺沢 | 功希 | 大畑 | 俊隆 | 宮下 | 克彦 |
| 竹内 | 正美 | 丸茂 | 岳人 | 大井 | 岳夫 |
| 山田 | 英喜 | 向山 | 賢悟 | 早川 | 大地 |
| 垣内 | 将邦 | 青木 | 崇 | 荒井 | 武志 |
| 高島 | 陽子 | 埋橋 | 茂人 | 続木 | 幹夫 |
| 花岡 | 賢一 | 望月 | 義寿 | 佐藤 | 千枝 |
| 丸山 | 寿子 | 竹村 | 直子 | 小林 | 陽子 |
| 林 | 和明 | 小山 | 仁志 | 小池 | 久長 |

| | | |
|-------|--------|-------|
| 百瀬 智之 | 清水 正康 | 小林 あや |
| 奥村 健仁 | グレート無茶 | 清水 純子 |
| 川上 信彦 | 加藤 康治 | 勝野 智行 |
| 勝山 秀夫 | 毛利 栄子 | 和田 明子 |
| 両角 友成 | 山口 典久 | 藤岡 義英 |
| 宮澤 敏文 | 小林 君男 | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けた慎重な
議論を求める意見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田 明善 様

提出者

佐々木 祥二

賛成者

| | | |
|--------|--------|-------|
| 小林 東一郎 | 服部 宏昭 | 萩原 清 |
| 風間 辰一 | 西沢 正隆 | 宮本 衡司 |
| 小池 清 | 丸山 栄一 | 山岸 喜昭 |
| 堀内 孝人 | 酒井 茂 | 共田 武史 |
| 寺沢 功希 | 大畑 俊隆 | 宮下 克彦 |
| 竹内 正美 | 丸茂 岳人 | 大井 岳夫 |
| 山田 英喜 | 向山 賢悟 | 早川 大地 |
| 垣内 将邦 | 青木 崇 | 荒井 武志 |
| 高島 陽子 | 埋橋 茂人 | 続木 幹夫 |
| 花岡 賢一 | 望月 義寿 | 佐藤 千枝 |
| 丸山 寿子 | 竹村 直子 | 小林 陽子 |
| 林 和明 | 小山 仁志 | 小池 久長 |
| 百瀬 智之 | 清水 正康 | 小林 あや |
| 奥村 健仁 | グレート無茶 | 清水 純子 |
| 川上 信彦 | 加藤 康治 | 勝野 智行 |
| 勝山 秀夫 | 毛利 栄子 | 和田 明子 |

両角友成 山口典久 藤岡義英
宮澤敏文 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

議会との連携による主権者教育の推進を求める意見書案

提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小林東一郎

賛成者

| | | |
|--------|--------|-------|
| 佐々木 祥二 | 服部 宏昭 | 萩原 清 |
| 風間 辰一 | 西沢 正隆 | 宮本 衡司 |
| 小池 清 | 丸山 栄一 | 山岸 喜昭 |
| 堀内 孝人 | 酒井 茂 | 共田 武史 |
| 寺沢 功希 | 大畑 俊隆 | 宮下 克彦 |
| 竹内 正美 | 丸茂 岳人 | 大井 岳夫 |
| 山田 英喜 | 向山 賢悟 | 早川 大地 |
| 垣内 将邦 | 青木 崇 | 荒井 武志 |
| 高島 陽子 | 埋橋 茂人 | 続木 幹夫 |
| 花岡 賢一 | 望月 義寿 | 佐藤 千枝 |
| 丸山 寿子 | 竹村 直子 | 小林 陽子 |
| 林 和明 | 小山 仁志 | 小池 久長 |
| 百瀬 智之 | 清水 正康 | 小林 あや |
| 奥村 健仁 | グレート無茶 | 清水 純子 |
| 川上 信彦 | 加藤 康治 | 勝野 智行 |
| 勝山 秀夫 | 毛利 栄子 | 和田 明子 |
| 両角友成 | 山口典久 | 藤岡義英 |
| 宮澤敏文 | 小林君男 | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

就労意欲のある難病患者等への支援の強化を求める意見

書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小林東一郎

賛成者

| | | |
|--------|--------|-------|
| 佐々木 祥二 | 服部 宏昭 | 萩原 清 |
| 風間 辰一 | 西沢 正隆 | 宮本 衡司 |
| 小池 清 | 丸山 栄一 | 山岸 喜昭 |
| 堀内 孝人 | 酒井 茂 | 共田 武史 |
| 寺沢 功希 | 大畑 俊隆 | 宮下 克彦 |
| 竹内 正美 | 丸茂 岳人 | 大井 岳夫 |
| 山田 英喜 | 向山 賢悟 | 早川 大地 |
| 垣内 将邦 | 青木 崇 | 荒井 武志 |
| 高島 陽子 | 埋橋 茂人 | 続木 幹夫 |
| 花岡 賢一 | 望月 義寿 | 佐藤 千枝 |
| 丸山 寿子 | 竹村 直子 | 小林 陽子 |
| 林 和明 | 小山 仁志 | 小池 久長 |
| 百瀬 智之 | 清水 正康 | 小林 あや |
| 奥村 健仁 | グレート無茶 | 清水 純子 |
| 川上 信彦 | 加藤 康治 | 勝野 智行 |
| 勝山 秀夫 | 毛利 栄子 | 和田 明子 |
| 両角 友成 | 山口 典久 | 藤岡 義英 |
| 宮澤 敏文 | 小林 君男 | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

登山道の維持・管理に関する法制度の整備を求める意見

書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小山仁志

賛成者

| | | |
|-------|--------|-------|
| 佐々木祥二 | 服部宏昭 | 萩原清 |
| 風間辰一 | 西沢正隆 | 宮本衡司 |
| 小池清 | 丸山栄一 | 山岸喜昭 |
| 堀内孝人 | 酒井茂 | 共田武史 |
| 寺沢功希 | 大畑俊隆 | 宮下克彦 |
| 竹内正美 | 丸茂岳人 | 大井岳夫 |
| 山田英喜 | 向山賢悟 | 早川大地 |
| 垣内将邦 | 青木崇 | 小林東一郎 |
| 荒井武志 | 高島陽子 | 埋橋茂人 |
| 続木幹夫 | 花岡賢一 | 望月義寿 |
| 佐藤千枝 | 丸山寿子 | 竹村直子 |
| 小林陽子 | 林和明 | 小池久長 |
| 百瀬智之 | 清水正康 | 小林あや |
| 奥村健仁 | グレート無茶 | 清水純子 |
| 川上信彦 | 加藤康治 | 勝野智行 |
| 勝山秀夫 | 毛利栄子 | 和田明子 |
| 両角友成 | 山口典久 | 藤岡義英 |
| 宮澤敏文 | 小林君男 | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な議論を求める意

見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小山仁志

賛成者

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 佐々木 | 祥 | 二 | 服 | 部 | 宏 | 昭 | 萩 | 原 | 清 |
| 風 | 間 | 辰 | 西 | 沢 | 正 | 隆 | 宮 | 本 | 衡 |
| 小 | 池 | 清 | 丸 | 山 | 栄 | 一 | 山 | 岸 | 喜 |
| 堀 | 内 | 孝 | 酒 | 井 | 茂 | | 共 | 田 | 武 |
| 寺 | 沢 | 功 | 大 | 畑 | 俊 | 隆 | 宮 | 下 | 克 |
| 竹 | 内 | 正 | 丸 | 茂 | 岳 | 人 | 大 | 井 | 岳 |
| 山 | 田 | 英 | 向 | 山 | 賢 | 悟 | 早 | 川 | 大 |
| 垣 | 内 | 将 | 青 | 木 | 崇 | | 小 | 林 | 東 |
| 荒 | 井 | 武 | 高 | 島 | 陽 | 子 | 埋 | 橋 | 茂 |
| 続 | 木 | 幹 | 花 | 岡 | 賢 | 一 | 望 | 月 | 義 |
| 佐 | 藤 | 千 | 丸 | 山 | 寿 | 子 | 竹 | 村 | 直 |
| 小 | 林 | 陽 | 林 | | 和 | 明 | 小 | 池 | 久 |
| 百 | 瀬 | 智 | 清 | 水 | 正 | 康 | 小 | 林 | あ |
| 奥 | 村 | 健 | グ | レ | ー | ト | 清 | 水 | 純 |
| 川 | 上 | 信 | 加 | 藤 | 康 | 治 | 勝 | 野 | 智 |
| 勝 | 山 | 秀 | 毛 | 利 | 栄 | 子 | 和 | 田 | 明 |
| 両 | 角 | 友 | 山 | 口 | 典 | 久 | 藤 | 岡 | 義 |
| 宮 | 澤 | 敏 | 小 | 林 | 君 | 男 | | | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりを求め
る意見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

清水純子

賛成者

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 佐々木 | 祥 | 二 | 服 | 部 | 宏 | 昭 | 萩 | 原 | 清 |
| 風 | 間 | 辰 | 西 | 沢 | 正 | 隆 | 宮 | 本 | 衡 |
| 小 | 池 | 清 | 丸 | 山 | 栄 | 一 | 山 | 岸 | 喜 |
| 堀 | 内 | 孝 | 酒 | 井 | 茂 | | 共 | 田 | 武 |

| | | |
|---------|---------|-----------|
| 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 | 宮 下 克 彦 |
| 竹 内 正 美 | 丸 茂 岳 人 | 大 井 岳 夫 |
| 山 田 英 喜 | 向 山 賢 悟 | 早 川 大 地 |
| 垣 内 将 邦 | 青 木 崇 | 小 林 東 一 郎 |
| 荒 井 武 志 | 高 島 陽 子 | 埋 橋 茂 人 |
| 続 木 幹 夫 | 花 岡 賢 一 | 望 月 義 寿 |
| 佐 藤 千 枝 | 丸 山 寿 子 | 竹 村 直 子 |
| 小 林 陽 子 | 林 和 明 | 小 山 仁 志 |
| 小 池 久 長 | 百 瀬 智 之 | 清 水 正 康 |
| 小 林 あ や | 奥 村 健 仁 | グレート無茶 |
| 川 上 信 彦 | 加 藤 康 治 | 勝 野 智 行 |
| 勝 山 秀 夫 | 毛 利 栄 子 | 和 田 明 子 |
| 両 角 友 成 | 山 口 典 久 | 藤 岡 義 英 |
| 宮 澤 敏 文 | 小 林 君 男 | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

非核三原則の堅持を求める意見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

毛 利 栄 子

賛 成 者

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 小 林 東 一 郎 | 服 部 宏 昭 | 萩 原 清 |
| 佐々木 祥 二 | 風 間 辰 一 | 西 沢 正 隆 |
| 宮 本 衡 司 | 小 池 清 | 丸 山 栄 一 |
| 山 岸 喜 昭 | 堀 内 孝 人 | 酒 井 茂 |
| 共 田 武 史 | 寺 沢 功 希 | 大 畑 俊 隆 |
| 宮 下 克 彦 | 竹 内 正 美 | 丸 茂 岳 人 |
| 大 井 岳 夫 | 山 田 英 喜 | 向 山 賢 悟 |
| 早 川 大 地 | 垣 内 将 邦 | 青 木 崇 |
| 荒 井 武 志 | 高 島 陽 子 | 埋 橋 茂 人 |

| | | |
|------|------|--------|
| 続木幹夫 | 花岡賢一 | 望月義寿 |
| 佐藤千枝 | 丸山寿子 | 竹村直子 |
| 小林陽子 | 林和明 | 小山仁志 |
| 小池久長 | 百瀬智之 | 清水正康 |
| 小林あや | 奥村健仁 | グレート無茶 |
| 清水純子 | 川上信彦 | 加藤康治 |
| 勝野智行 | 勝山秀夫 | 和田明子 |
| 両角友成 | 山口典久 | 藤岡義英 |
| 宮澤敏文 | 小林君男 | |

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第2号「聴覚障害の認定に係る制度の見直しを求める意見書案」、議第3号「北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組の更なる推進を求める意見書案」、議第4号「県立高校の再編・整備に伴う財政支援の強化を求める意見書案」、議第5号「公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けた慎重な議論を求める意見書案」、議第6号「議会との連携による主権者教育の推進を求める意見書案」、議第7号「就労意欲のある難病患者等への支援の強化を求める意見書案」、議第8号「登山道の維持・管理に関する法制度の整備を求める意見書案」、議第9号「地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な議論を求める意見書案」、議第10号「脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりを求める意見書案」及び議第11号「非核三原則の堅持を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第1号「北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運の醸成に関する決議案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

丸山栄一議員。

〔50番丸山栄一君登壇〕

○50番（丸山栄一君）議第1号「北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運の醸成に関する決議案」について、提案者を代表して提案理由の説明をいたします。

私は、長野県議会拉致問題早期解決促進議員連盟の幹事長として、議員連盟の役員とともにこの決議案の提出を進めてまいりました。北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権と国民の生命、人権と安全に関わる重大な問題であり、決して風化させてはならない課題でございます。これまで拉致被害者御家族が長年にわたり耐え難い苦しみを強いられてきた現実を、私たちは重く受け止めなければなりません。

しかしながら、大きな進展が見られないまま関係者の高齢化も進み、政府認定被害者の親世代で御存命なのは、横田早紀江さんただ一人となってしまいました。これ以上の猶予は許されない状況となっております。

一方、政府では、最重要課題と位置づけ、その解決に向けて取り組んでいるところでございます。高市首相は、衆院選後、拉致被害者家族らと面会し、拉致問題の解決は私に課せられた使命だと強調し、北朝鮮と真っ向から向き合う覚悟を示した上で、あらゆる手段を尽くして私の代で突破口を開き、具体的な成果に結びつけたいと重ねて決意を表明いたしました。

家族会代表も、衆院選結果を踏まえ、北朝鮮からすれば交渉相手として一切の不安や心配がないとし、被害者の帰国に向けて「決める政治」を実現してほしいと、期待を込め、要望されました。

拉致問題の解決のためには、世論の一層の喚起、幅広い国民各層の理解と支持が不可欠であります。その関心と認識を深めることで国民が心をつなげて取り組んでいくことが、問題解決に向けた力強い後押しになると考えております。

特に、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代に対しては、事実と教訓を継承することで、拉致問題は過去の出来事ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為で

あることへの理解促進を図ることが重要な課題であり、国務大臣、文部科学大臣の連名により、アニメ「めぐみ」や映画「めぐみ」の積極的な授業での活用促進について各都道府県知事及び教育委員会教育長に通知がなされたところでございます。

よって、私たちは、被害者の皆様の思いを決して風化させないように、拉致問題を正しく理解し、その現実を広く社会に伝えるため、拉致問題に関する映像作品などの啓発資料を積極的に活用した若い世代への啓発活動を推進し、拉致問題の解決に向けた機運を醸成するとともに、この効果を県内から全国に波及すべく、決意を表明するものでございます。

以上、申し上げました理由から本決議案を提出した次第でございます。議員各位におかれましては、趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（依田明善君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（依田明善君）次会は、来る3月12日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時32分散会